参考資料４

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

― ＷＤＳガイドライン ―

（Waste Data Sheet ガイドライン）

平成 18 年 3 月

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

WDSガイドライン　目次

第 1 章　総則

1.1　目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定める産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされている。本ガイドラインは、廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すものである。 なお、本ガイドラインは、その普及状況及び運用状況を一定期間経過後に点検し、必要に応じて内容を見直すこととする。

【解説】

廃棄物を適正に処理するためには、各々の廃棄物の特性に応じた処理が必要である。このため、法の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされている。しかし、廃棄物処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等の課題があり、廃棄物情報の適切な伝達が求められている。

これを受け、平成 17 年 7 月に環境省がとりまとめた「製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書」において、廃棄物の有害特性等、処理業者における廃棄物の適正処理の促進に必要な情報を明確にし、廃棄物情報の伝達に関するガイドラインを作成することが適当とされた。

本ガイドラインの策定に当たっては、次の内容を検討した。

(1) 廃棄物の適正処理に必要な廃棄物情報の具体化・明確化

廃棄物処理過程において、適正な処理を確保するために必要な有害特性情報等について、排出事業者及び廃棄物処理業者からのヒアリング等調査結果を踏まえ、その妥当性を勘案しつつ、排出事業者が処理業者に提供すべき具体的かつ明確な廃棄物情報を検討する。

(2) 廃棄物情報の信頼性を高める方法

廃棄物と提供された廃棄物情報が一致していない等廃棄物情報の信頼性が低いという課題に対し、排出事業者の社内体制のあり方等廃棄物情報の信頼性を高める方法について検討する。

(3) 廃棄物の性状等の変動を踏まえた情報提供の方法

排出工程の変化などにより廃棄物の性状等に変動がある場合、委託契約の期間中にその変更情報の提供が十分になされないという課題に対し、適切な情報提供のタイミング

について検討する。

なお、本ガイドラインは、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の各担当部門へ広く普及し、活用されることが望まれることから、一定期間経過後にガイドラインの普及状況及び運用状況を確認し、必要に応じて内容を見直すこととする。

1.2 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1) 法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。

2) 令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。

3) 規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。

4) 法令等

法、令、規則、命令等をいう。

5) 産業廃棄物、一般廃棄物

「産業廃棄物」は、事業者が排出する廃棄物のうち、事業活動に伴って排出される法第 2 条第 4 項及び令第 2 条に示される燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及びこれらを処分するために処理したものを指し、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」としている。

6) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは爆発性・毒性・感染性・その他人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物で、令第 2 条の 4 に示される廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃棄物（基準値以上に有害物質を含有する廃ＰＣＢ等、鉱さい、廃石綿、ばいじん、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ）を指す。

7) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理は収集運搬と処分に大別される。また、処分には、中和処理や焼却処理等の中間処理と埋立の最終処分がある。

8) 排出事業者

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する事業者

9) WDS

Waste Data Sheet（廃棄物データシート） の略。有害物質情報の提供に際しては、MSDS（Material Safety Data Sheet）が広く用いられているが、本ガイドラインにおいては、廃棄物処理業者に提供すべき廃棄物特有の情報として WDS を定義づけている。

【解説】

9) WDS

排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処理を処理業者に委託する場合には、法に定める委託基準に従って委託しなければならない（法第 12 条第 4 項、

第 12 条の 2 第 4 項)。委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号）を委託契約の中で処理業者に提供することとされており、本ガイドラインは規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号に掲げる事項について、排出事業者が参考にできるよう、WDS として具体的に示している。

規則第 8 条の 4 の 2（委託契約に含まれるべき事項）
六　委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
　イ　当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
　ロ　通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
　ハ　他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
　ニ　その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

「2.3　情報提供の方法」で示す WDS の様式は、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示したものであり、様式の使用を法的に義務付けるものではない。

ただし、「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務づけられており、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象となり得るので注意が必要である（3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金：法第 26 条第 1 号)。

1.3　ガイドラインの適用範囲

1) 対象者 　排出事業者及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処理業者 2) 対象廃棄物 　法に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）

【解説】

1) 対象者について

本ガイドラインは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に提供すべき必要情報について整理しており、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者全てが対象となる。特に、毒性ガス発生、禁水性等処理過程で注意を要する性状を有する廃棄物を排出する排出事業者は留意が必要である。なお、中間処理業者は、排出事業者とは性格が異なるが、最終処分に際し廃棄物の処分を委託する際には、同様に廃棄物情報の提供が求められる。

一方、処理業者は、排出事業者から提供された情報に基づき、受入の可否を判断するとともに、情報と廃棄物が一致していることを受入前に確認し、一致していない場合は、排出事業者にその理由を確認する等適切な情報を得る必要がある。

従って、廃棄物の情報は、排出事業者から処理業者への一方通行ではなく、情報のやり取りを通してより正確な情報となり、当該廃棄物の適正処理が可能となることを認識し、排出事業者及び廃棄物処理業者がともに本ガイドラインの活用により、コミュニケーションを活発に行うことが望まれる。

2) 対象廃棄物について

本ガイドラインは、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物全般を対象とする。

外観から含有物質や有害特性が分かりにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ類は、特に正確な廃棄物情報の提供が必要であり、注意を要する。

産業廃棄物処理業者へのアンケートの結果（(社)全国産業廃棄物連合会（平成 17 年 3 月））、情報が必要な廃棄物の種類として、汚泥が最も多かったほか、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類が上位にあげられている。これらの廃棄物は、「情報が一致しないことが多い廃棄物」、「事故・災害の原因となった廃棄物」のアンケートでも上位を占めている。

また、1970 年から現在に至る 2,000 件以上の事故事例のデータベースから、産業廃棄物の事故の主要起因物質をまとめると（後述の図 2.1.4 参照）、廃油、廃液等が上位を占めている。

第 2 章　産業廃棄物の情報提供

2.1　情報提供の必要性

> 1) 排出事業者からの必要性
>
> 　排出事業者は、廃棄物処理法上の排出事業者責任及び社会的経営責任（CSR）を認識し、処理業者が行う収集運搬・保管、中間処理、最終処分の工程で事故が起こらないよう、また、自らが排出した廃棄物の適正処理が確保されるよう、十分な廃棄物情報を提供する必要がある。
>
> 2) 処理業者からの必要性
>
> 　産業廃棄物処理における事故が､不正確な廃棄物情報や情報不足に起因する場合が多いことから、排出事業者は、処理業者と協議の上、適正な廃棄物情報を提供する必要がある。

【解説】

1) 排出事業者からの必要性

① 排出事業者責任

　近年、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理問題への対応として、廃棄物処理法において､排出事業者の処理責任が強化されてきたところである｡法第 3 条では､｢事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、排出事業者の処理責任を明確にしている。（参考資料 1「廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要」参照）

　排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には､法に定める委託基準を遵守しなければならない。委託基準では、委託しようとする産業廃棄物の適正処理に必要な事項に関する情報を委託契約の中で提供することを定めており､当該産業廃棄物に関して十分な情報提供を行うことにより事故の発生防止及び適正処理の確保に努める必要がある。また、定期的に委託先の処理業者を訪問し、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを確認することが望ましい。

② 社会的責任

　昨今、企業の社会的責任（CSR : Corporate Social Responsibility）を踏まえた企業経営を実践することが社会的に要請されていることから、企業には、廃棄物・リサイクル問題についても企業経営の観点から捉え直し、3R の推進や廃棄物の適正処理を通じた循環型社会への貢献が求められている。自ら排出した廃棄物について、適切な情報提供を処理業者に行うことにより、当該廃棄物の適正な処理を確保することが CSR に資する。

2) 処理業者からの必要性

労働災害動向調査によれば、廃棄物処理業は他産業と比べて事故が多発している。（表2.1.1 参照）

(社)全国産業廃棄物連合会が産業廃棄物処理業者 1,999 社を対象に実施したアンケート調査結果（回収率 48%）をとりまとめた「処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書」（平成 17 年 3 月）によれば、事故の種類は、挟まれ・巻き込まれ・転倒などの労働災害が多いものの、火災、発熱、爆発、ガス発生、漏洩・流出なども多く発生している。（図 2.1.1 参照）

事故原因としては、廃棄物の分別・排出の不徹底が一番の原因に挙げられているが、「廃棄物の性状などの情報不足」及び「情報と廃棄物の不一致」も大きな要因を占めている。(図 2.1.2 参照)

情報不足が原因と思われる事故例について、表 2.1.2 と表 2.1.3 に示す。また、事故事例の種別をまとめたものを図 2.1.3 に、事故事例の主要起因物質をまとめたものを図 2.1.4 に示す。

また、情報と実際の廃棄物の性状が相違している場合に事故・災害が多く発生しており(図 2.1.5 参照)、情報と廃棄物との相違については「よくある」、「たまにある」と回答した産廃業者は 56%と半数以上あり（図 2.1.6 参照）、また、特別管理産業廃棄物の方が、産業廃棄物より実際の廃棄物と情報との相違が多い傾向にある。（図 2.1.7 参照）

以上の調査結果をまとめると、

① 事故・災害の原因として「廃棄物の性状などの情報不足」「情報と廃棄物の不一致」が大きな要因を占めている。

② 情報と廃棄物との相違が「よくある」「たまにある」と回答した業者は過半数を超えており、相違のある場合に事故・災害が多く発生している。

③ 事故事例の原因物質では、汚泥、廃油、廃液等が多い。

となり、産業廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び適正処理の確保のためには、正確かつ十分な廃棄物情報が必要であることが分かる。

表 2.1.1　労働災害動向調査

区分／業種	平成 9 年		平成 10 年		平成 11 年		平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年		平成 16 年	
	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率
全産業	1.75	0.16	1.72	0.14	1.80	0.14	1.82	0.18	1.79	0.13	1.77	0.12	1.78	0.12	1.85	0.12
林業	7.61	0.13	5.47	0.07	2.47	0.06	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
鉱業	1.74	0.62	1.13	0.75	1.37	0.42	2.76	1.77	3.40	0.57	0.86	0.03	1.03	0.75	0.70	0.73
建設業(総合工事業)	1.11	0.37	1.32	0.39	1.44	0.30	1.10	0.70	1.61	0.47	1.04	0.28	1.61	0.25	1.77	0.57
製造業	1.10	0.13	1.00	0.10	1.02	0.12	1.02	0.12	0.97	0.10	0.98	0.12	0.98	0.11	0.99	0.11
運輸通信業	3.76	0.32	4.06	0.42	4.54	0.30	4.69	0.47	4.71	0.25	4.42	0.19	4.43	0.22	2.89	0.13
電気、ガス、熱供給、水道業	0.58	0.04	0.60	0.07	0.43	0.04	0.46	0.01	0.70	0.04	0.64	0.01	0.58	0.01	0.53	0.04
卸売、小売業飲食店	1.64	0.15	1.52	0.03	1.69	0.05	1.78	0.10	1.54	0.07	1.82	0.04	1.91	0.04	2.76	0.15
サービス業	4.17	0.13	4.36	0.16	3.65	0.22	3.74	0.22	4.11	0.25	3.83	0.18	3.75	0.19	3.26	0.19
廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)	13.64	0.20	13.86	0.45	13.92	0.24	11.87	0.22	15.59	0.41	13.43	0.52	12.84	0.57	13.50	1.04

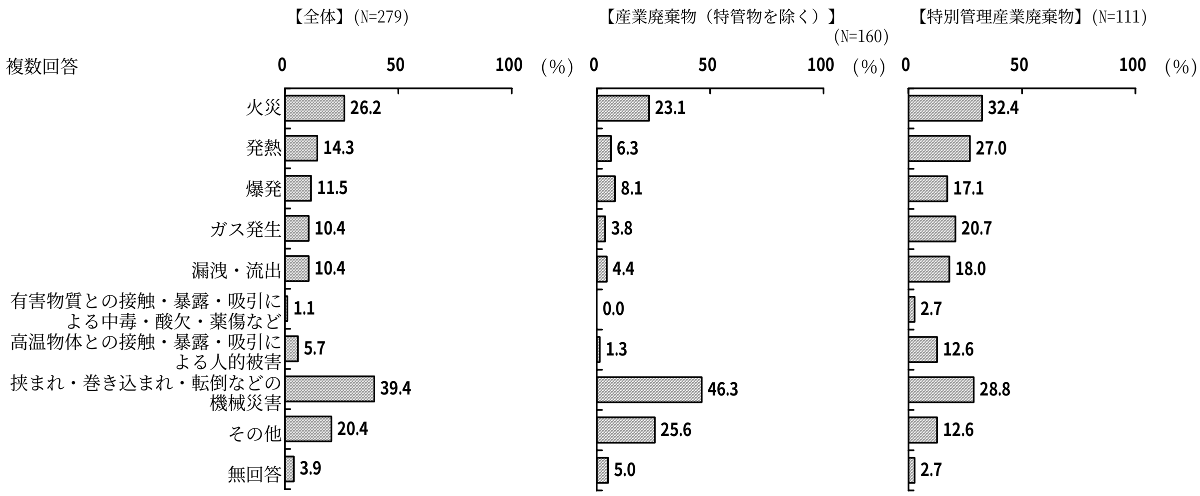


図 2.1.1　事故・災害の種類

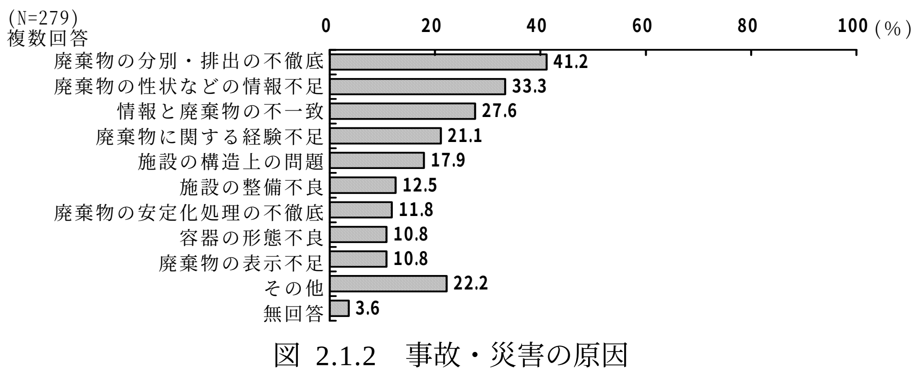


図 2.1.2　事故・災害の原因

表 2.1.2　事故事例 1（（社）全国産業廃棄物連合会提供 1996～1998 年データ等）

原因物質の特性	原因物質	原因物質が含まれていた廃棄物	事故時の処理工程	被害状況	事故概要
爆発性	スプレー缶	混合廃棄物	前処理	破砕機損傷	廃プラスチックを破砕したところ、スプレー缶が含まれていたため、発火した。
	アルコール	医療系廃棄物	焼却	炉内の爆発のため被害なし	感染性廃棄物をポリ容器密閉のまま焼却炉に投入したところ、アルコールが含まれていたため、爆発した。
引火性	トルエン系溶剤	汚泥	前処理	火災	汚泥を混合していたところ、汚泥に付着していたトルエン系溶剤が発火した。
	シンナー	塗料	破砕	直ぐに消火したため被害なし	廃棄物中に塗料が含まれていたため、破砕中に発火した。
	揮発性の溶剤	スラッジ	前処理	ドラムが作業員に当たり負傷	スラッジの入ったドラムの蓋をガス切断していたところ、ドラムが引火・爆発し、作業員が負傷した。原因を調査した結果、揮発性の空きドラムを使用していたことが明らかになった。
可燃性	アルミニウム粉・水酸化ナトリウム	夾雑物	前処理	火災	ペール缶に入った汚泥をヤードに出したところ、ヤード内の汚泥と接触し、発熱・発火した。原因を調査した結果、ペール缶中の汚泥にアルミニウム粉が含まれており、ヤード内の汚泥には水酸化ナトリウムの塊状物が含まれていて、接触により発熱したことが明らかになった。
	マグネシウム	汚泥	前処理	直ぐに消火したため被害なし	汚泥を混合していたところ、マグネシウム粉が混入していたため 、汚泥の水分と反応して発火した。
自然発火性	硝酸鉛	廃薬品	破砕	黒煙発生	廃薬品を容器ごと破砕中に、混入していた硝酸鉛が赤熱し、他の可燃性廃棄物に着火した。
	硫化鉄	汚泥	保管	直ぐに消火したため被害なし	汚泥を保管していたところ、硫化鉄が含まれていたため、発火した。
水との反応性	ナトリウム	廃油	保管	直ぐに消火したため被害なし	廃油を保管していたところ、ナトリウムが混入していたため、ピット内の水分と反応して発火した。
	リチウム化合物	廃電池(IC基盤)	焼却	直ぐに消火したため被害なし	ＩＣの基盤に組み込まれていたリチウム電池が、焼却炉への供給機内で他の廃棄物と反応して発火した。
酸化性	過酸化水素	廃液	運搬	タンクローリー車のハッチ破損	過酸化水素を含む廃アルカリをタンクローリー車で運搬中、安定剤が含まれていなかったため、過酸化水素が分解してガスが発生し、ハッチが飛んで廃アルカリが飛散した。
有機過酸化物	有機過酸化物	廃液	運搬	廃油が飛散	廃液を運搬中、有機過酸化物が含まれていたため、反応して飛散した。
毒性ガスの発生	シアン化合物	廃液	収集	直ぐに避難したため人的被害なし	シアン化合物を含む廃アルカリを入れる容器に廃酸が付着していたため、有毒のシアン化水素ガスが発生した。
	シアン化合物	廃液	中和	直ぐに避難したため人的被害なし	廃アルカリを中和していたところ、突然ガスが発生したため、作業員が避難した。原因を調査した結果、廃液にシアン化合物が混入していたことが明らかになった。
	硫化ナトリウム	廃液	中和	硫化水素中毒：2名	アルカリ廃液を中和処理したところ、硫化ナトリウムが含まれていたため、硫化水素が発生した。
重合反応性	スチレン	廃油	保管	廃油が飛散	スチレンを保管中、自己反応によりドラムが破損し、周囲に飛散した。
腐食性	アリルアルコール	汚泥	荷下ろし	ガスによる角膜損傷	荷下ろし作業立合中、目の痛み感じたが我慢して作業を続けた。作業終了後に眼科医に行き、角膜損傷と診断された。

表 2.1.3　事故事例 2（岡泰資委員提供 1970～2000 年データ）

原因物質の特性	原因物質	原因物質が含まれていた廃棄物	事故時の処理工程	被害状況	事故概要
爆発性	多価アルコール	ダンボール	焼却中		ダンボボールの中に4リットル缶の多価アルコールが混入していた。
引火性	溶剤	ドラム缶	電気溶接中		空のドラム缶を溶接中、ドラム缶に残っていた溶剤が気化し引火爆発した。
可燃性	点火促進剤	廃棄物	破砕中		自動車の点火促進剤を破砕機に投入した所、爆発し火災発生
自然発火	ゴム	ナイロンやゴムの熱処理廃棄物	運搬中	荷台焼損	ナイロンやゴムの熱処理廃棄物を輸送中ゴムなどの予熱発火により火災発生
	マグネシウム塊	廃棄物	ピット内		マグネシウム塊が自然発火した。
	金属粉		埋立作業中		金属粉が自然発火した。
水との反応性	無水酢酸	廃液	廃液焼却施設で焼却中		無水酢酸を廃液焼却中無水酢酸の水和熱により硝酸ガスが発生し、爆発した。
	カーバイト	産業廃棄物	保管中		台風による雨水と反応して爆発した。
毒ガスの発生	硫化アルミ、重金属固定財、薬品	焼却灰	焼却灰固定化試験中	8人が中毒	焼却灰に硫化アルミ、重金属固定材を入れた後、混合物を取り出しミキサー内部を薬品を使って清掃作業をしていたら有毒ガスが発生した。薬品と焼却灰との反応により有毒ガスが発生した。
	硫化水素	アルカリ廃液	中和作業中	作業員が中毒	アルカリ廃液に硫酸を混合する中和作業中に硫化水素が発生した。
重合反応性	アクリルニトリル、過酸化物		保管中		地下タンクにアクリルニトリルと過酸化物を同時に保管していたため、急激な重合が発生し、引火性ガスが発生し、焼却炉の火により爆発した。
腐食性(腐敗、発酵性)	鶏の煮汁	廃液		作業員死亡	鶏の煮汁等が入ったドラム缶が突然破裂し、飛んだふたが作業員の胸にあたった。煮汁が発酵し、発酵に伴いガスがドラム缶の内圧を高め破裂して蓋が飛んだと考えられる。

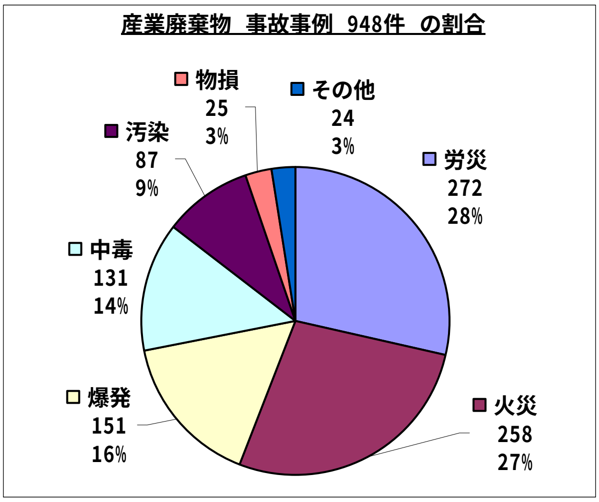


図 2.1.3　事故事例

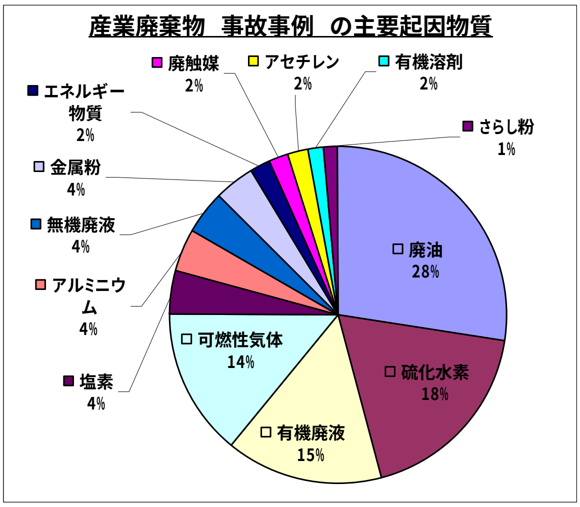


図 2.1.4　主要起因物質※1

※1 産業廃棄物の事故事例 948 件の内、主要起因物質が判明している 380 件の内訳を示す。

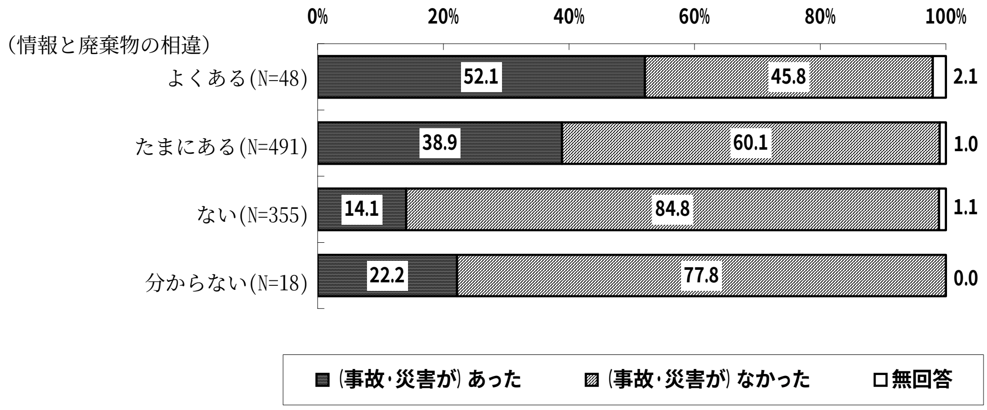


図 2.1.5　事故・災害の発生（情報と廃棄物の相違頻度別）

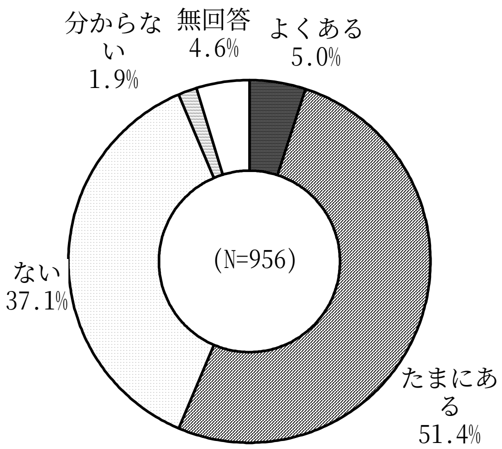


図 2.1.6　情報と廃棄物の相違（全体）

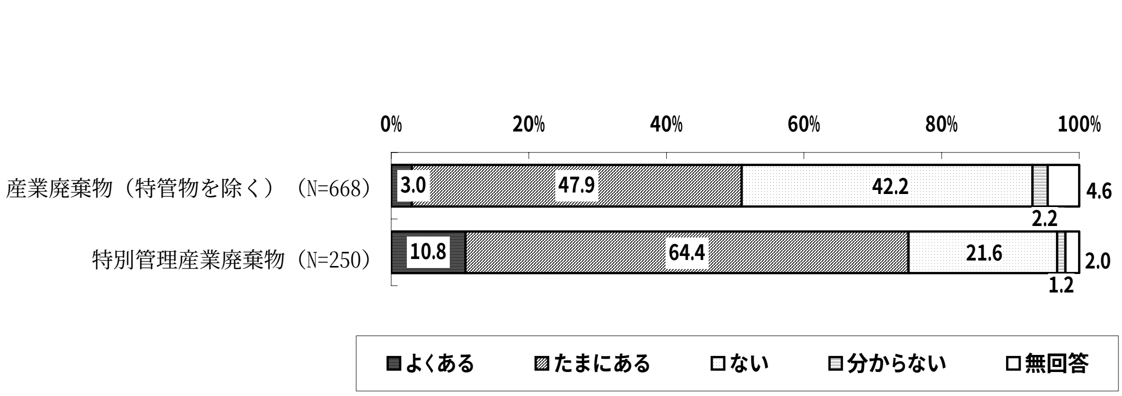


図 2.1.7　情報と廃棄物の相違（産業廃棄物と特別管理産業廃棄物）

2.2　情報提供が必要な項目

1) 廃棄物情報が必要な項目 　排出事業者は、下記項目に関する情報を処理業者へ伝達することとする。 ① 提供年月日 ② 廃棄物の名称 ③ 排出事業者名称 ④ 廃棄物種類 ⑤ 産業廃棄物の荷姿 ⑥ 産業廃棄物の数量 ⑦ 産業廃棄物の安定性・有害性 ⑧ 産業廃棄物の物理的・化学的性状 ⑨ 産業廃棄物の組成・成分情報 ⑩ 取り扱う際の注意事項 ⑪ 特別注意事項 ⑫ その他の情報 2) 有害特性の該非判定 　廃棄物の処理方法を選択する際に特に重要な情報が当該廃棄物の有害特性である。廃棄物の有害特性については、化学物質管理関連の他法令に基づく規制等により把握できる既存の情報等を活用して判断を行う。

【解説】

1) 廃棄物情報が必要な項目

　産業廃棄物を適正処理し、事故を防止するためには、廃棄物情報を基に適切な処理方法を選択する必要がある。特に提供が求められる必要な廃棄物情報として上記 12 項目を整理したが、その概要及び必要性等について表 2.2.1 に示す。

　これらの項目は、化学物質を含有する物に関する情報提供を規定している条約や法律などを参考に、化学物質排出把握管理促進法（化管法）で規定されている MSDS 項目、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の項目を考慮して、法の規定をより具体化する項目として選定した。

　なお、事故事例を検証した結果、特に重要な情報は次の４項目である。

①　廃棄物の安定性・有害性
②　廃棄物の物理的・化学的性状
③　廃棄物の組成・成分情報
④　廃棄物を取り扱う際の注意事項、避けるべき条件

（参考資料 2「事故事例からみた廃棄物を適正処理するために必要な措置」参照）

表 2.2.1 情報項目の必要性

No.	項目	概要	情報提供の必要性	廃棄物処理法令の該当箇所
1	提供年月日	情報提供日(データシート提供日)	情報提供日を明確にするため	
2	廃棄物の名称	廃棄物を特定する具体的な名称・呼び名	廃棄物を特定し、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため	
3	排出事業者名称	事業者の名称、住所、電話番号、担当者名など	問い合わせ及び緊急時の連絡先を明確にするため	
4	廃棄物種類	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の区分や法律上の種類	受入確認などのため	（令第 6 条の 2 第 3 号イ） 委託する産業廃棄物の種類及び数量
5	産業廃棄物の荷姿	容器形状など	廃棄物を特定し、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号イ） 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
6	産業廃棄物の数量	1 回あたりの廃棄物数量	処理計画の策定や、処理能力を超過する廃棄物の受け入れを防ぐため	（令第 6 条の 2 第 3 号イ） 委託する産業廃棄物の種類及び数量
7	産業廃棄物の安定性・有害性	加熱や他の物質との接触等による爆発・有害物質発生の有無、経時変化による品質の安定性など	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号イ） 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 （規則 8 条の 4 の 2 第 6 号ロ） 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 （規則 8 条の 4 の 2 第 6 号ハ） 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
8	産業廃棄物の物理的・化学的性状	形状、色、臭い、沸点・融点・引火点・発火点、溶解性（水・溶剤等）等	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号イ） 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
9	産業廃棄物の組成・成分情報	含有している危険物及び有害物質の有無、含有する場合はその名称と量	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号イ） 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
10	取り扱う際の注意事項	処理する上での注意事項、安全対策、異常処置など	安全対策、異常処置などの情報は、事故防止、安全管理などに重要な情報なため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号ニ） その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
11	特別注意事項	特別に喚起すべき注意事項で避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む	避けるべき処理方法などの情報は、安全な処理方法の決定や事故防止のため重要な情報なため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号ニ） その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
12	その他の情報	サンプル提供の有無 産業廃棄物の発生工程など	No.１～11 に記入すべき情報を補ったり、事故防止に有効な他の情報を活用するため	（規則 8 条の 4 の 2 第 6 号ニ） その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2) 有害特性の該非判定

バーゼル条約の分類に基づき、有害特性の内容や対象物質例を整理した有害特性リストを表 2.2.2 に示す。また、関係法令に定める対象物質の有害特性を分類したリストを表 2.2.6 に示す。これら関係法令の規制対象物質を取扱っている排出者は、廃棄物中に当該対象物質が含有される可能性を勘案し、有害特性に係る情報を提供する必要がある。

また、有害物質の含有を評価する際には、特別管理廃棄物の該非を判定（参考資料 3「特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等」参照）した上で、化学物質管理の関連法令で規定される判定基準（表 2.2.3）を参考として有害特性の該非判断を行う。例えば、廃棄物中に発がん性物質を0.1重量%以上含有する場合は情報提供を行う等の判断を行う。（図 2.2.1 参照）また、これらの情報のほか、自社内で把握できる MSDS データ等既知の情報も有害特性等の判断の参考となる。

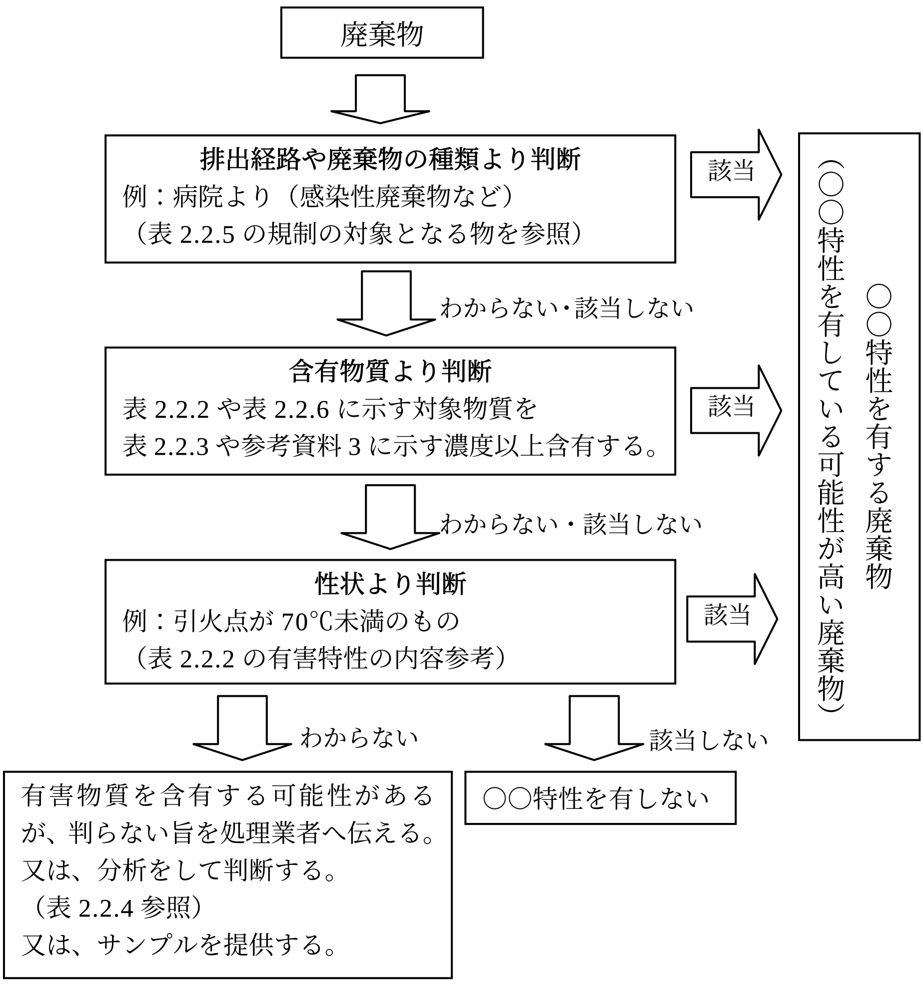


図 2.2.1 有害特性の判断手順例

表 2.2.2 有害特性リスト

ﾊﾞｰｾﾞﾙ条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H1	爆発性	化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第１号 - 消防法　危険物第５類　等 例）硝酸エステル類、ニトロ化合物、アゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属アジ化物、顔料、トナー類、ピクリン酸等
H3	引火性	引火点が 70℃未満のもの。（バーゼル条約では、密閉容器試験において摂氏６０．５度以下または開放容器試験において摂氏６５．６度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう。）	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第４号 - 消防法　危険物第４類　等 例）特殊引火物、第１石油類（アセトン）、塗料、ワニス、ラッカー等
H4.1	可燃性	通常の取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼しまたは発火するか発火を助けるもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第２類　等 例）硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
H4.2	自然発火しやすい物質	通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第３類　等 例）アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、硝酸鉛、硫化鉄等
H4.3	水と作用して引火性ガスを発生する物質	水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第３類　等 例）カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
H5.1	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第３号 - 消防法　危険物第１類、第６類　等 例）塩素酸塩類、無機過酸化物、臭素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、クロム・鉛・よう素の酸化物、次亜塩素酸塩類、過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
H5.2	有機過酸化物	2 価の-OO-構造を持つ有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。	- 消防法　危険物第５類の有機過酸化物　等
H6.1	毒性（急性）	吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な障害を引き起こし又は人の健康を害しやすいもの	- 毒物及び劇物取締法の毒劇物　等 例）金属カルボニル、六価クロム化合物・銅化合物・亜鉛化合物・ヒ素化合物・セレン化合物・カドミウム化合物・アンチモン化合物・水銀化合物・タリウム化合物・鉛の化合物、有機りん化合物、有機・無機シアン化合物等
H6.2	感染性	人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの	血液、病理廃棄物、注射針等

ﾊﾞｰｾﾞﾙ条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H8	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のあるもの。漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等
H10	毒性ガスの発生	空気、水、太陽光等の作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすいもの。	有機・無機シアン化合物、硫化塩類、硫化物類、塩化カルボニル類等
H11	毒性（遅発性又は慢性）	吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすもの	- 化審法特定化学物質 - 化管法指定対象物質　等
ー	重合反応性	重合しやすい物質を含むもの。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール等

注）対象物質例の欄に記載している物質名は例示であり、バーゼル法及び同欄の各法令の対象物質を記載したものではない。

表 2.2.3 関連法令における有害物質の判定基準

法律	対象物質	基準値	備考
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）	（平成５年環・厚・通告示第１号） 別表第３に掲げる物質	重量 0.1% 重量 1%	発がん性物質 発がん性物質以外の物質
労働安全衛生法	(施行令第 18 条の 2) 別表第 9 で定められる 631 物質	(施行規則第 34 条の 2 の 2) 重量 1%	
化学物質排出把握管理促進法（化管法）	(施行令第 1 条) 第一種指定化学物質 354 物質 特定第 1 種指定化学物質 12 物質 (施行令第 2 条) 第二種指定化学物質 81 物質	(施行令第 5 条) 質量 1% 質量 0.1% (施行令第 6 条) 質量 1%	 発がん性物質

（参考）化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）においては、急性毒性等は対象物質濃度１%以上、発ガン性・生殖毒性は濃度 0.1%以上を基準としている。

表 2.2.4 有害特性の分析方法に関する参照法令・マニュアルなど

有害特性	法令・文献など
爆発性・引火性・可燃性・自然発火性・禁水性・酸化性・有機過酸化物・急性毒性・感染性・腐食性	特定有害廃棄物等の輸出入に関する法律（バーゼル法）別表第四
爆発性・引火性・可燃性・自然発火性・禁水性・酸化性	危険物の規制に関する政令 危険物の試験及び性状に関する省令 「危険物確認試験実施マニュアル」（監修：消防庁危険物規制課、発行：新日本法規出版株式会社）

表 2.2.5 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物 別表第三（規制の対象となる物）の抜粋

一　病院、診療所、老人保健施設、助産所又は獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物
二　次に掲げる物 イ　医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物
三　廃医薬品
四　次に掲げる物 イ　駆除剤又は植物用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物 ハ　駆除剤又は植物用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
五　次に掲げる物 イ　木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物 ハ　木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
六　次に掲げる物 イ　有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物 ハ　有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物
七　当初に意図した使用に適しない鉱油
八　油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物
九　精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓
十　次に掲げる物 イ　インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物 ハ　インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物
十一　次に掲げる物 イ　樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う樹脂等の調合に伴い生ずる物 ハ　樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物
十二　次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの イ　国又は地方公共団体の試験研究機関 ロ　大学、短期大学及び高等専門学校並びにその附属試験研究機関 ハ　学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所
十三　爆発性を有する物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)
十四　次に掲げる物 イ　感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品及び写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ　販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物 ハ　写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物
十五　金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物
十六　事業活動に伴い生ずる物について条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われることにより生ずる物

表 2.2.6 関連法令における対象物質の有害特性

関 係 法 規 等		有 害 特 性
危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による危険物の運搬規則を定める告示		
	別表第 1　火薬類	H1
	第 3　腐食性物質	H8
	第 4　毒物類	H6.1
	第 5　引火性液体類	H3
	第 6　可燃性物質類	H4.1,4.2,4.3
	第 7　酸化性物質類	H5.1,5.2
	第 8　有害性物質	H9
労働安全衛生法 危険物		
	施行令別表１第１号　爆発性の物	H1,5.2
	2 号　発火性の物	H4.1,4.2,4.3
	3 号　酸化性の物	H5.1
	4 号　引火性の物	H3
有機溶剤中毒予防規則		H6.1,11
特定化学物質等障害予防規則		
	第１類	H11
	第２類	H11
	第３類	H6.1
鉛中毒予防規則		H6.1,11
四アルキル鉛中毒予防規則		H6.1,11
毒物及び劇物取締法　（毒物、劇物、特定毒物）		H6.1
消防法 危険物		
	第１類　酸化性固体	H5.1
	第２類　可燃性固体	H4.1
	第３類　自然発火性及び禁水性物質	H4.2,4.3,10
	第４類　引火性液体	H3
	第５類　自己反応性物質	H1,5.2
	第６類　酸化性液体	H5.1
火薬類取締法（爆薬）		H1
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
	第１種特定化学物質	H11
	第２種特定化学物質	H11
	指定化学物質	H11
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 有害液体物質及び環境大臣が査定した未査定液体物質（Ａ～Ｄ類型物質）		H12

（平成 17 年３月環境省「有害廃棄物越境移動対策調査」報告書より）

2.3　情報提供の方法

> 1) 書面（文書）による情報提供
>
> 排出事業者は、「2.2 情報提供が必要な項目」に挙げた廃棄物情報に関する 12 項目について、産業廃棄物の処理委託に当たって、処理業者へ文書（廃棄物データシート等）で通知する。本ガイドラインでは、廃棄物情報の提供に活用されるよう、廃棄物データシート（WDS）の様式の一例を示す。また、必要に応じて廃棄物サンプルを提供すること。
>
> 2) 情報提供の方法
>
> 排出事業者は、WDS を基に、処理業者と十分打合せを行うこと。

【解説】

1)　書面（文書）による情報提供

排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、処理業者へ書面（文書）により行うこととされている。

廃棄物の処理過程において必要な情報項目を整理した廃棄物データシート（WDS）の例を添付資料 1 に示し、記載方法を添付資料 2 に、記入例を添付資料 3 に示す。記載に当たっては、情報の正確さが求められるため、不明な情報には「不明」と記載し、有害物質の含有情報においては、含有量が不明であっても含有が明らかな「○」情報も処理過程において有益な情報であることに留意する必要がある。

なお、本ガイドラインで示しているデータシートは一例であり、従来使用しているデータシートが、必要な情報項目を満たしている場合には、継続的にそのシートを使用して差し支えない。

また、WDS は、廃棄物処理に必要な情報の提供を目的とすることから、提供する情報の項目・内容は、処理業者と十分協議の上決定し、データの提出が困難であれば、廃棄物サンプルや発生工程図、既存の MSDS データの提供により対応してもよい。

2)　情報提供の方法

排出事業者は、処理業者への情報提供に際しては、WDS を基に十分な打合せを行うこととし、両者の情報のやりとりの中で WDS を完成させることが重要である。また、打合せの終了時には両者共に WDS にサインをし、合意した証を書類で残しておくことが大切である。

また、処理業者においては、積極的に排出事業者と打合せを行うとともに、受入時に WDS と実際の廃棄物を照らし合わせて、異常がないかを確認し、WDS と実際に受託した廃棄物の性状が異なる場合には、直ちに排出事業者へその状況と原因の確認を行うことが重要である。

2.4　情報提供の時期

1) 契約時

情報提供の時期については、新規契約時に契約書と一緒に排出事業者から処理業者へ提供することを原則とする。ただし、処理業者が契約対象の廃棄物の処理が可能か判断する必要があるため、あらかじめ（例えば、処理の見積時)、排出事業者から処理業者へWDS を提供し、双方が確認、署名した上で契約書に添付する方法が最も望ましい。

2) 廃棄物性状変更時

処理を委託する廃棄物の性状変更時は、排出事業者から処理業者へ速やかに新しいWDS を提供する必要がある。

【解説】

1)　契約時

排出事業者が、廃棄物の処理を委託する場合、下記フローの手順が必要となる。

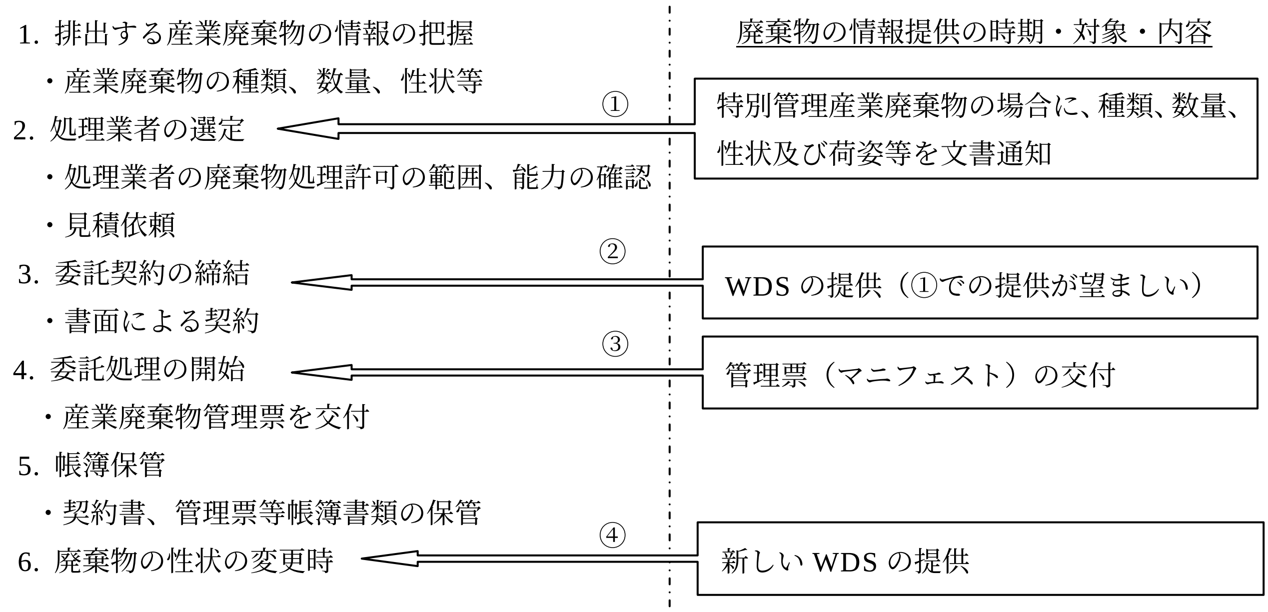


図 2.4.1 廃棄物処理委託フロー

WDS は、基本的には契約時（図 2.4.1 の②）に提供するものであるが、新規の廃棄物処理の見積時（図 2.4.1 の①）に排出事業者から処理業者へ WDS を提供し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望ましい。

見積時に廃棄物の性状の詳細が判らない場合は、WDS に判る範囲を記入し、廃棄物サンプル等を提供して見積りを依頼し、その後契約時に WDS の最終版（変更版）を作成し、処理業者と確認の上契約に至るケースも考えられる。

なお、特別管理産業廃棄物の場合は、廃棄物情報を委託契約の前（図 2.4.1 の①）に文書で通知する義務がある（令第６条の６）。

【参考】WDS とマニフェストの違い

WDS は、廃棄物の処理過程において必要な情報を処理業者へ提供するためのデータシートであり、廃棄物の性状等が一定の場合は初回に一度提供すれば十分であり、廃棄物情報に変更があった場合に再通知が必要なものである。

一方、マニフェストは、廃棄物の名称、数量、交付者、処理業者氏名、取扱日等を記載したマニフェスト(積荷目録)を廃棄物と共に流通させ、廃棄物が行方不明にならないよう、排出事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況をチェックするためのものであり、廃棄物を排出するたびに交付が必要なものである。

2) 廃棄物性状変更時

廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、排出事業者における製造（排出）工程の変更や契約外の添加物の混入等に伴い、廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合、変更情報が廃棄物処理業者に適切に提供されなければ、事故等につながるおそれがある。このため、委託契約の締結時には、廃棄物情報に変更がある場合の情報提供の方法について、排出事業者と処理業者間であらかじめ決めておかなければならない（規則第８条の４の２）。

規則第８条の４の２（委託契約に含まれるべき事項）

七　委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

また、排出事業者は、前項で述べたように見積り時に WDS を提供した場合には、委託処理の開始時にその廃棄物の性状と WDS の情報に相違がないかを再度確認しておく必要がある。

廃棄物情報に変更がある場合とは、具体的には、WDS において提供した情報に変更がある場合であるが、例えば、目視で確認できる変更（色や異臭、形状等）のほか、契約外の物質等が混入している場合、予定している処理方法に支障が生じる場合（安定型産業廃棄物に管理型廃棄物が混じることにより安定型最終処分場への処分ができなくなる等)、混入している化学物質に変更がある場合、有害特性に変更がある場合（液状の廃棄物に重合反応を促進する成分が混入等)、化学物質の含有割合が当初示した幅を超える場合等が考えられる。

処理業者が処理方法の変更を検討しなければならないような廃棄物性状の変動の幅は、処理業者によって異なるため、委託契約時にあらかじめどの程度の変更がある場合に情

報提供が必要かを打合せしておくことが望ましい。

性状等に変更がある場合は、排出事業者から処理業者へ速やかに WDS を再通知することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、契約変更を行う必要がある。

万一、実際の廃棄物が提供された情報と異なっている場合、処理業者は排出事業者に対して必要な情報を求める必要がある。また、排出事業者は、処理業者からの連絡を踏まえ、廃棄物の性状等を調査・把握し、性状等の変更状況やその原因を速やかに提供しなければならない。処理業者は、修正内容を確認し、処理する際に支障がないことを判断した上で、廃棄物の処理を行うこととする。

なお、廃棄物の種類に変更があった場合（非特別管理廃棄物が特別管理廃棄物になる場合も含む。）には、処理方法の変更の必要性にかかわらず、契約の変更が必要である。

第 3 章　廃棄物情報の信頼性を高める方法

3.1　排出事業者の廃棄物情報に関する社内体制

排出事業者が正確に廃棄物情報を提供するためには、排出事業者の社内の役割を明確にした情報伝達体制の整備が重要である。廃棄物を排出する部門と当該廃棄物の処理を処理業者へ委託する部門が異なる場合は、部門間で適切に情報を共有・伝達する体制を整備することが求められる。

【解説】

(社)全国産業廃棄物連合会が実施した調査結果（「処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書」（平成 17 年 3 月））によれば、情報と廃棄物が一致しない理由としては、「排出事業者の部署間の連絡が不徹底」（52%）、「関係者（排出事業者と処理業者）との情報交換の不足」（46%）が上位にあげられている。（図 3.1.1 参照）

正確な廃棄物情報を処理業者へ伝達するためには、排出事業者は、廃棄物を発生させる製造部門（工程部門）と、廃棄物の管理や処理委託等を行う環境・廃棄物管理部門（総務部門の場合もある。）との連携を密にし、廃棄物の性状が変化した場合には直ちに環境・廃棄物管理部門へ連絡が入るような社内体制を構築することが重要である。

また、伝達する廃棄物情報と実際の廃棄物の性状等が一致しているかどうか定期的に確認するなどの取組が求められる。

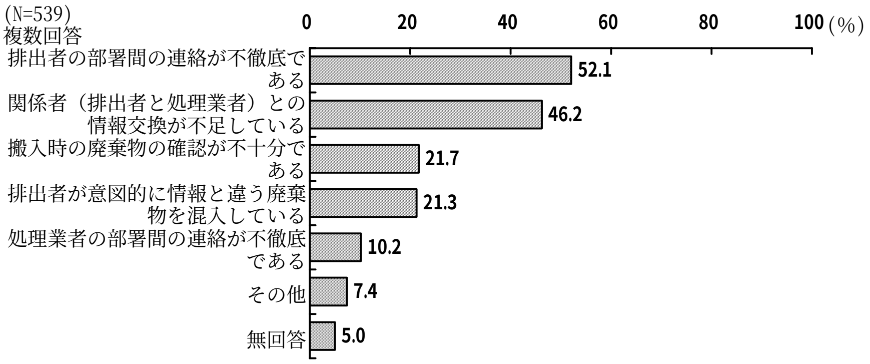


図 3.1.1　情報と廃棄物が一致しない理由

排出事業者の社内における部門間の情報伝達について、以下に取組の事例を紹介する。

Ａ社の取組

・業種　　　：化学工業
・従業員規模：約 70 人
・廃棄物の種類：廃油、廃酸、汚泥等
・廃棄物の排出量：約 2,000 トン/年

廃棄物情報の伝達の仕組み

① 工程部門が、排出処理依頼表（図 3.1.2）を作成・捺印後、環境管理部門へ提出する。特記事項がある場合は、表下段の特記事項欄に記載。
② 環境管理部門が内容を確認の上、処理業者へ廃棄物のサンプルとともに見積りを依頼する。
③ 処理業者決定後、依頼表を完成・捺印し、原紙を環境管理部門が保管、コピーを工程部門へ、切りとり線より上部を処理業者へ提供し、三者の情報の共有化を図る。
④ 毎月 1 回廃棄物委員会を開催し、工程部門と環境管理部門との情報交換を行う。
⑤ 廃棄物の性状に変化があった場合は、工程部門から管理部門へ連絡が入り、サンプルを採取して分析を行う。

Ｂ社の取組

・業種　　：化学工業
・従業員規模：約 5,000 人
・廃棄物の種類：燃え殻、廃プラスチック、廃油等
・廃棄物の排出量：約 260 トン/年

廃棄物情報の伝達の仕組み

① 工程部門が、廃棄物処理・処分依頼／記録書（図 3.1.3）を作成・捺印後、環境管理部門へ依頼する。特記事項がある場合は、表下段の特記事項欄に記載。
② 環境管理部門が内容確認後、処理業者へサンプルと共に見積り依頼する。
③ 運搬業者、処分業者の実施状況を確認した場合、実施日とサインをし、処分の完了を記録する。

産業廃棄物の排出処理依頼表

登録No.
送　付：　　　年　　月　　日

環境管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ担当：

	依　頼　先	産業廃棄物処理業者名：
		処理業者先担当者名　：
※	名称及び分類	廃　棄　物　の　名　称　：
※	荷　　姿	・ドラム缶（鉄ﾄﾞﾗﾑ、ｹﾐﾄﾞﾗﾑ、ｵｰﾌﾟﾝﾄﾞﾗﾑ、ｵｰﾙｹﾐﾄﾞﾗﾑ、その他（　　　））
		・段ボール　・１８・２０Ｌ缶　・ポリ缶　・その他（　　　）
※	数　　量	ｋｇ／Lot（　　ｋｇ×　　本）＜ 継続、スポット ＞
※	組　　成	含有成分名：含有量（%）／分析又はコメント
		①　：　%
		②　：　%
		③　：　%
		④　：　%
		⑤　：　%
※	形　　態	ＰＨ：　／液色：
		固　　体：粉状、塊状（φ　　mm）、泥状
		液状混合物：液状部　　%、泥状部　　%、固形部　　%
		液　　体：粘　性［無(水状)、低粘、中粘、高粘(飴、ﾀｰﾙ状)・・・粘度(　　CP)］
※	燃　　性	不燃物、可燃物→（法的分類：危険物　第　　類　　）
※	臭　　気	無臭、弱臭、強臭　(ｺﾒﾝﾄ　　)
※	取扱上の注意	危 険 性：無、有→（ 爆発性、引火性、自然発火、ガス発生 ）
		反 応 性：無、有→(空気との反応、水との反応、その他(　　))
		腐 食 性：無、有→(ｺﾒﾝﾄ　　)
		特記事項：
※	特別管理物質の有無	無、有→種類：　　含有率：　　(%) ＜引火性廃油の場合、引火点：　　℃＞
※	有害物質の溶出の有無	無、有→種類：
※	労働安全衛生法第１種 有機溶剤の有無	無、有→種類：
※	労働安全衛生法第1.2類 特定化学物質の有無	無、有→種類：

※印は、廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令第六条の二及び五、施行規則第八条の二及び十四により、廃棄物発生事業所の担当者が記入する。

－－－－－－－－－－－－－－－－　き　り　と　り　－－－－－－－－－－－－－－－－

依　頼　日　：　　　年　　月　　日　　　　排出日：　　年　　月　　日
廃棄物排出職場：　　　　　　　　　　　　　氏　名：

工　程　名：　　LotNo. 排出作業工程：	棚卸し資産廃棄申請書：・あり　・なし (資産廃棄受付No.　　)

特記事項	環境管理GSL	環境管理GL		ＳＬ	ＴＬ	排出担当者
			←			

原紙：環境管理Ｇ　コピー：発行部署

図 3.1.2　A 社排出処理依頼表

産業廃棄物管理マニュアル

別紙－１

発行日：　　　年　月　日

エンジニアリングＧＬ殿（処理・処分指図者）

課長、ＧＬ

廃棄物処理・処分依頼／記録書

本記録書は、不定期に発生する廃棄物（医薬不用品及び製造第一課廃棄物を除く）に用いる。詳細は、産業廃棄物管理マニュアルを参照する。

名　称	
数　量	
容器・包装	□ポリ袋、□紙袋、□ガラス瓶、□ガロン缶、□ドラム缶、□入庫缶、□ファイバードラム、□ポリタンク、□地下ピット、□その他：
性　状	□固形物、□粉　体、□液　体、□その他
材質、主成分、溶媒等の組成（別紙でも可）	
危険・有害性（危険・有害性がある場合のみ記入する別紙でも可）	
排出場所指定	
引取り希望日	年　月　日　担当者：　　（内線）

処理・処分記録

処理・処分方法	焼却処理（□廃液焼却炉、□一般焼却炉）、□活性汚泥処理 □その他：　　、□リサイクル □外部委託処理（委託先：　　） □埋立処分
特記事項、他（処理の具体的方法、処理・処分の注意事項等の指図）	指図者：

運搬			処理・処分			確認者
実施日	担当者	担当者	実施日	担当者	担当者	
月　日			月　日			

改定：２００５年０５月２０日

図 3.1.3　B 社排出処理依頼表

このほか、廃棄物情報の信頼性を高めるために、次のような取組が実施されている。（82団体へのアンケート結果）

- 産業廃棄物の排出処理依頼表を作成することになっており、工程部門、廃棄物担当部門の順でサインをして、処分業者へ依頼している。（18 団体）
- ISO14001 などで定めた産業廃棄物管理要領書で管理している。（13 団体）
- 社内 LAN などで廃棄物情報の共有化（一元管理）をしている。（12 団体）
- 廃棄物に関する定期会議に工程担当者と廃棄物担当者が集まり、廃棄物の発生量や種類について情報・意見のやり取りしている。（10 団体）
- 新規廃棄物は、特に検討会議を開催している。（8 団体）
- それぞれの責任を明確にしている。（6 団体）
- 廃棄物の種類ごとに分別している。（5 団体）
- 処理方法の相談窓口を社内に設置している。（4 団体）
- 社内教育を実施している。（3 団体）
- 工場内で制限されている材料や新規材料を使う場合、許可証を申請して協議を行っている。（3 団体）

また、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」（2004 年 9 月 経済産業省）においても、廃棄物処理のための社内体制の構築が求められている。

「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」　3つのポイント

① 社内体制の構築

企業の経営層による全社的な指示のもと、廃棄物の適正処理と 3R 推進のための社内ルールを整備し、経営・管理・実務の各層の社内コミュニケーションを促進する。

具体的は社内各層の役割は以下のとおり。

■ 経営者
- ・ 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築に向けた企業経営上の理念の提示
- ・ 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築に向けた全社的な取組を指示　等

■ 廃棄物管理部門
- ・ 廃棄物・リサイクルガバナンス推進のための組織体制構築
- ・ 廃棄物等の処理・リサイクル業者の適切な選定・契約・委託に係る情報共有のための仕組み作り、従業員の教育・啓発　等

■ 現場の廃棄物管理担当者
- ・ 廃棄物等の発生実態等に応じた分別管理の徹底
- ・ マニフェストの交付、照合・確認を徹底　等

② 関係事業者との連携

廃棄物の処理・リサイクル業者、関連会社・協力会社、調達先や販売先等のサプライチェーン上の企業と連携した体制を構築する。

■ 処理・リサイクル業者との連携として、重要なポイントは以下のとおり。
- ・ より一層高いレベルで適正処理・3Rの推進を図るため、廃棄物等の処理・リサイクル業者を廃棄物・リサイクルガバナンス構築のためのパートナーと認識し、連携を図る。
- ・ より良い分別方法や処理・リサイクルの方法等について意見交換を行う。
- ・ 廃棄物等の性状、危険性等に関する情報を委託先の処理・リサイクル業者に伝え、処理・リサイクル業者が安全に業務を遂行できる環境を確保する。

③ 情報発信・共有（社外コミュニケーション）

顧客・消費者、取引先、投資家、地域社会に対して、自社の廃棄物・リサイクル問題に対する取組状況や実績を伝えるとともに、外部からの評価を自社のガバナンスの高度化に役立てる。

3.2　処理業者の廃棄物情報に関する社内体制

処理業者は、排出事業者から提供された WDS を処理担当部門へ確実に伝達できるよう社内の役割を明確にした情報伝達体制の整備が重要である。

【解説】

処理業者においても、排出事業者から入手した情報（WDS）が、その廃棄物を実際に処理する担当部門へ確実に伝達される体制を整備することが求められる。

また、排出事業者からの情報をより効果的に活用するために、有害特性を有する産業廃棄物の内容について熟知し、安全な取扱い方法や危険性について十分な知識が得られるよう現場レベルでの廃棄物情報に係る教育、普及が重要である。

3.3　排出事業者と処理業者の双方向コミュニケーションの促進

廃棄物情報の信頼性を高めるためには、排出事業者と処理業者間の緊密な情報のやりとりが重要である。排出事業者は、製造工程の変更等により廃棄物の性状等に変更がある場合、当該変更情報が処理業者にとって必要な情報の場合も考えられることから、情報提供を行う必要がある。一方、処理業者は、適正処理のために必要な情報を排出事業者に明らかにするとともに、提供された情報と廃棄物の性状等が一致しない場合や提供された廃棄物情報に疑義がある場合などには、排出事業者に情報をフィードバックし、双方が廃棄物情報を確認する必要がある。

【解説】

処理業者が適切な処理方法を選択する上で廃棄物情報は重要であるが、必要な情報項目については処理業者によって異なる（例えば、焼却処理と中和処理では必要な情報が異なる）。このため、新たに廃棄物処理を委託する場合には、特に緊密に打合せを行い、適正な処理方法を選択するために必要な情報を交換する必要がある。一方、契約を継続している場合であっても、2.4 情報提供の時期に解説したとおり、廃棄物情報に変更がある場合には廃棄物安全データシートの通知等、適切な情報提供が求められる。

このため、廃棄物の処理を委託するに当たって、排出事業者と処理業者間の信頼関係の構築とともに、双方向コミュニケーションが図れる体制を確立することが重要である。

3.4　産業廃棄物の排出方法

> 1) 分別排出
> 処理を委託する産業廃棄物の性状等の正確な把握という観点からは、廃棄物の種類や性状等に応じた分別排出が望ましいが、混合して排出する場合はその混合成分の情報を処理業者へ適切に提供することが重要である。
> 2) 容器への表示
> 排出事業者は、実際に排出する産業廃棄物とあらかじめ提供した情報の整合性を確認し、容器への表示を行うことが望ましい。

【解説】

1) 分別排出について

排出事業者による廃棄物の混合は、当該廃棄物の成分情報等が不正確になるとともに、有毒ガスの発生や重合反応の促進、発火等の事故にもつながるリスクがある。

(社)全国産業廃棄物連合会が実施した処理業者へのアンケート調査によれば、廃棄物の処理過程における事故の原因として、廃棄物の分別排出の不徹底が一番の原因に挙げられている。（図 2.1.2 参照）

廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者は、処理を委託する廃棄物の種類や性状に応じて分別排出が望ましいが、混合して排出する場合はその混合成分の情報を処理業者へ適切に提供することが重要である。

なお、排出事業者は、有害特性を有する廃棄物を排出する際には、当該廃棄物の特性別に適切な排出方法を選択し、事故の発生防止に努める必要がある。（参考資料 4「廃棄物の有害特性に応じた排出方法」参照）

一方、処理業者は、排出事業者に対して、廃棄物の処理を適正かつ安全に行うための排出方法等について必要に応じて情報提供を行うことが望ましい。

2) 容器への表示について

処理業者は、様々な排出事業者から産業廃棄物を受け入れているため、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐ必要がある。

このため、排出事業者は、実際に排出する産業廃棄物とあらかじめ提供したＷＤＳとの整合性を確認した上で、当該廃棄物と該当する WDS を、管理番号により判別できるように、容器貼付用ラベル等を用いて容器へ表示することが望ましい。

容器貼付用ラベル（例）

産業廃棄物	
排出事業者	
廃棄物名称	
管理番号	
受け渡し予定日	平成　　　年　　　月　　　日
数量	＿＿＿＿＿個口：＿＿＿＿＿
取扱注意事項	
処理業者	
連絡先	

（様式作成　社団法人全国産業廃棄物連合会）

廃棄物 MSDS ガイドライン検討調査委員会 委員名簿

(平成 18 年 3 月現在)

役	氏名 (50 音順)	役職
委員長	酒井 伸一	京都大学 環境保全センター 教授
委員	池原 洋一	横浜市 資源循環局 適正処理部 産業廃棄物対策課 排出指導係長
	岩本 公宏	三井化学(株) 環境安全役員付き部長
	大迫 政浩	国立環境研究所 循環型社会形成推進･廃棄物研究センター 室長
	岡 泰資	横浜国立大学 工学研究院機能創生部門 助教授
	貴田 晶子	国立環境研究所 循環型社会形成推進･廃棄物研究センター 主任研究員
	福田 晃司	(社)全国産業廃棄物連合会調査部 主査
	福田 弘之	呉羽環境(株) 専務取締役
	山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター 教授
オブザーバー	豊島 賢治	経済産業省 製造産業局 化学課 補佐
	多久和 誠	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 補佐

事務局 ： 財団法人 廃棄物研究財団

八木 美雄 常務理事
杉本 一郎 東京研究所 次長
宇野 晋 東京研究所 上席研究員
石山 卓弘 東京研究所 主任研究員

添付資料 1

廃棄物データシート（WDS）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。　　　　（記入者/記入日）　　　／

1	提供年月日	平成　　年　　月　　日 提供					
2	廃棄物名称			管理番号			
3	排出事業者（窓口）	名　称		TEL		FAX	
		住　所	〒	部課名		担当者	

4	廃棄物種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃えがら	☐ 汚泥	☐ 廃油	☐ 廃酸
		☐ 廃アルカリ	☐ 廃プラスチック類	☐ 紙くず	☐ 木くず
		☐ 繊維くず	☐ 動植物性残さ	☐ 動物系固形不要物	☐ ゴムくず
		☐ 金属くず	☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	☐ 鉱さい	☐ がれき類
		☐ 家畜のふん尿	☐ 家畜の死体	☐ ばいじん	☐ 13 号廃棄物
		☐ 廃石綿等	☐ 感染性廃棄物	☐ 廃ＰＣＢ等	☐ 有害物質
		☐ その他（　　　　　）			
5	荷姿	☐ 容器（　　　　）	☐ 車両（　　　　）	☐ その他（　　　　）	
6	数量	スポット	(　　　　)kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m^3・本・缶・袋・個・車・式		
		継続	(　　　　)kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m^3・本・缶・袋・個・車・式　／年・月・週・日		
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 （有・無・不明）	☐ 爆発性　☐ 引火性　☐ 可燃性　☐ 自然発火性 ☐ 禁水性　☐ 酸化性　☐ 有機過酸化物　☐ 急性毒性 ☐ 感染性　☐ 腐食性　☐ 毒性ガス発生　☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性　☐ 重合反応性		
		2) 品質安定性 経時変化（有・無）	有る場合は具体的に記入		
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（　　　）	沸点（　　　）	発火点（　　　）	比重（　　　）
		色（　　　）	融点（　　　）	pH（　　　）	水分（　　　）
		臭い（　　　）	引火点（　　　）	粘度（　　　）	発熱量（　　　）
		その他（　　　　）			

9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) ☐ ○×（有無） ☐ 分析値 　☐ 溶出量 　☐ 含有量 ☐ 推計値 ☐ 不明 単位：（　　） ※測定している場合は分析表添付 ☐ 分析表添付	金属Ｌｉ（　　）	金属Ｎａ（　　）	金属Ａｌ（　　）
		金属Ｍｇ（　　）	金属Ｃｕ（　　）	金属Ｎｉ（　　）
		ｱﾙｷﾙ水銀化合物（　　）	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　　）	1,3-ジクロロプロペン（　　）
		水銀又はその化合物（　　）	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　　）	チウラム（　　）
		ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物（　　）	ジクロロメタン（　　）	シマジン（　　）
		鉛又はその化合物（　　）	四塩化炭素（　　）	チオベンカルブ（　　）
		有機燐化合物（　　）	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ（　　）	ベンゼン（　　）
		六価クロム化合物（　　）	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　　）	セレン又はその化合物（　　）
		砒素又はその化合物（　　）	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　　）	ダイオキシン類（　　）
		シアン化合物（　　）	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（　　）	その他（　　）
		ＰＣＢ（　　）	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（　　）	

10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	☐ ｶﾞｽﾏｽｸ着用（ｶﾞｽﾏｽｸ種類：　　　、吸収缶種類：　　　） ☐ 手袋着用（　　　）☐ 保護ﾒｶﾞﾈ着用（　　　） ☐ その他（　　　）
		2) 異常処置	① 応急措置	☐ 吸入時（　　　）☐ 皮膚付着時（　　　） ☐ 目に入った場合（　　　） ☐ 飲み込んだ場合（　　　）
			② 漏洩対策	除去方法（　　　） 除去作業に関する注意（　　　）
			③ 火災時の措置	
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項（有 ・ 無） 有る場合は具体的に記入		

12. その他の情報
① サンプルの提供の有無　　（ 有　 無 ）
② 産業廃棄物の発生工程など　（ 有　 無 ）
工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

廃棄物データシートの記載方法

本データシート作成にあたって：

(1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載して下さい。
(2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載して下さい。
(3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。
(4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載して下さい。

1. 提供年月日

排出事業者が、本データシートを処理業者へ提供する際の年月日を記入して下さい。

2. 廃棄物の名称

法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載して下さい。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載して下さい。

なお、実際の産業廃棄物と WDS の整合性を確認するために、WDS と表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載して下さい。

3. 排出事業者（窓口）

本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載して下さい。

4. 廃棄物の種類

該当する項目の□内にレ印でマーキングして下さい（以下同様）。

特別管理産業廃棄物の場合は、「9．組成・成分情報」を必ず記載して下さい。

5. 廃棄物の荷姿

該当する項目をマーキング又は記載して下さい。

6. 廃棄物の数量

委託する廃棄物の契約形態に応じて数量を記載し、単位をマーキングして下さい。

7. 廃棄物の安定性・有害性

1)有害特性

処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要すため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。

排出事業者は、有害特性が「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を<u>全て</u>マーキングして下さい。また、「不明」を選択した場合は、処理業者と協議する時に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議して下さい。

産業廃棄物の場合、次ページの有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングして下さい。

2)品質安定性

廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。

有害特性リスト

ﾊﾞｰｾﾞﾙ条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H1	爆発性	化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第１号 - 消防法　危険物第５類　等 例）硝酸エステル類、ニトロ化合物、アゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属アジ化物、顔料、トナー類、ピクリン酸等
H3	引火性	引火点が 70℃未満のもの。（バーゼル条約では、密閉容器試験において摂氏６０．５度以下または開放容器試験において摂氏６５．６度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう。）	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第４号 - 消防法　危険物第４類　等 例）特殊引火物、第１石油類（アセトン)、塗料、ワニス、ラッカー等
H4.1	可燃性	通常の取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼しまたは発火するか発火を助けるもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第２類　等 例）硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
H4.2	自然発火しやすい物質	通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第３類　等 例）アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、硝酸鉛、硫化鉄等
H4.3	水と作用して引火性ガスを発生する物質	水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第２号 - 消防法　危険物第３類　等 例）カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
H5.1	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃･摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	- 労働安全衛生法　危険物令別表１第３号 - 消防法　危険物第１類、第６類　等 例）塩素酸塩類、無機過酸化物、臭素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、クロム・鉛・よう素の酸化物、次亜塩素酸塩類、過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
H5.2	有機過酸化物	2価の-00-構造を持つ有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。	- 消防法　危険物第５類の有機過酸化物　等
H6.1	毒性（急性）	吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な障害を引き起こし又は人の健康を害しやすいもの	- 毒物及び劇物取締法の毒劇物　等 例）金属カルボニル、六価クロム化合物・銅化合物・亜鉛化合物・ヒ素化合物・セレン化合物・カドミウム化合物・アンチモン化合物・水銀化合物・タリウム化合物・鉛の化合物、有機りん化合物、有機・無機シアン化合物等

ﾊﾞｰｾﾞﾙ条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H6.2	感染性	人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの	血液、病理廃棄物、注射針等
H8	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のあるもの。漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等
H10	毒性ガスの発生	空気、水、太陽光等の作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすいもの。	有機・無機シアン化合物、硫化塩類、硫化物類、塩化カルボニル類等
H11	毒性（遅発性又は慢性）	吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすもの	- 化審法特定化学物質 - 化管法指定対象物質　等
ー	重合反応性	重合しやすい物質を含むもの。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール等

注）対象物質例の欄に記載している物質名は例示であり、バーゼル法及び同欄の各法令の対象物質を記載したものではない。

8．廃棄物の物理的・化学的性質

廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。特に、「7．廃棄物の安定性・反応性」の項目で引火性や自然発火性等の項目が該当した場合は、それに対応する引火点や発火点等を記載してください。なお、廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。

例えば、形状、色、臭い、沸点・融点・引火点・発火点、発熱量、pH※、溶解性（対象となる溶媒：水・溶剤名）※、含水率※、比重、粘度などについて具体的に記載して下さい。

（※：液・泥状物に限ります。）

9．廃棄物の組成・成分情報

廃棄物の処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。

含有していない物質には×印、含有している（可能性がある場合も含む）物質には〇印、含有量が分かる場合は数字を記載して下さい。有害物質の量は、法的に分析が義務づけられているもの以外は推計でも構いません。分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、数値の記入は必要ありません。

組成、成分に幅がある場合は、幅を持った数値表示として下さい。

10．取り扱う際の注意事項

1)安全対策

労働者が廃棄物を取り扱う際に化学物質による被害を受けないようにするために、保護具（マスクなど）の着用などの保護措置について記載して下さい。

2)異常措置

① 応急処置

廃棄物により労働者などに被害が発生した場合の措置について記載して下さい。

② 漏洩対策

廃棄物が運搬中や保管中に漏洩した際の対処方法や注意すべき事項について記載して下さい。

③ 火災時の措置

火災が発生した際の対処方法、注意すべき事項について記載して下さい。例えば、消火方法、適切な消火剤、消火を行う保護措置について記載して下さい。

1)、2)項とも排出事業者の既存資料（取扱説明書やＭＳＤＳ等）を添付する場合は、記入の必要はありません。また、危険物等の運搬中等における事故時の応急措置対策として使用されているイエローカードがある場合は、その記載内容を参考にして下さい。

11．特別注意事項

廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載して下さい（例えば、破砕の禁止や他の廃棄物との混合禁止など)。また、取り扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止などの措置、保管上の注意事項として、温度・湿度などの保管条件、保管方法などについて記載して下さい。

鋭利な金属、針、ガラスの破片等は前処理過程等で問題となることもあるため、混入する可能性がある場合は、その旨を記載して下さい。

また、環境汚染の可能性がある場合は、その内容と理由を記載して下さい。

12．その他の情報（発生工程など）

サンプルの提出の有無を記載して下さい。

産業廃棄物の性状や取り扱い上の注意事項について確認し、適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、この項目には、廃棄物の情報を把握する上で重要なその他の情報を記載して下さい。発生工程に関しては、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物、廃棄物発生源等について可能な限り詳細な情報を記載して下さい。

また、排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名にサインをして下さい。

廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を雲マーク等で判るようにした上で、変更№.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、早急に処理業者へ情報を伝達して下さい。

廃棄物データシート記載方法まとめ

＜ 表面 ＞

廃棄物データシート（WDS）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。　　　　（記入者/記入日）　　　　/

1	提供年月日	平成　　年　　月　　日 提供				
2	廃棄物名称		管理番号			
3	排出事業者（窓口）	名　称	TEL		FAX	
		住　所 〒	部課名		担当者	
4	廃棄物種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃えがら　☐ 汚泥　☐ 廃油　☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ　☐ 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類　☐ 紙くず　☐ 木くず ☐ 繊維くず　☐ 動植物性残さ　☐ 動物系固形不要物　☐ ゴムくず ☐ 金属くず　☐ ｶﾞﾗｽ･ｺﾝｸﾘｰﾄ･陶磁器くず　☐ 鉱さい　☐ がれき類 ☐ 家畜のふん尿　☐ 家畜の死体　☐ ばいじん　☐ 13 号廃棄物 ☐ 廃石綿等　☐ 感染性廃棄物　☐ 廃PCB等　☐ 有害物質 ☐ その他（　　　）				
5	荷姿	☐ 容器（　　　）　☐ 車両（　　　）　☐ その他（　　　）				
6	数量	スポット	（　　　)kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式			
		継続	（　　　)kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式　／年・月・週・日			
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 （有・無・不明）	☐ 爆発性　☐ 引火性　☐ 可燃性　☐ 自然発火性 ☐ 禁水性　☐ 酸化性　☐ 有機過酸化物　☐ 急性毒性 ☐ 感染性　☐ 腐食性　☐ 毒性ガス発生　☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性　☐ 重合反応性			
		2) 品質安定性 経時変化（有・無）	有る場合は具体的に記入			
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（　）　沸点（　）　発火点（　）　比重（　） 色（　）　融点（　）　pH（　）　水分（　） 臭い（　）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　） その他（　）				
9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) ☐ ○×（有無） ☐ 分析値 　☐ 溶出量 　☐ 含有量 ☐ 推計値 ☐ 不明 単位：(　　) ※測定している場合は分析表添付 ☐ 分析表添付	金属Ｌｉ（　）　金属Ｎａ（　）　金属Ａｌ（　） 金属Ｍｇ（　）　金属Ｃｕ（　）　金属Ｎｉ（　）				
		ｱﾙｷﾙ水銀化合物（　）　ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　）　1,3-ジクロロプロペン（　） 水銀又はその化合物（　）　ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　）　チウラム（　） ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物（　）　ジクロロメタン（　）　シマジン（　） 鉛又はその化合物（　）　四塩化炭素（　）　チオベンカルブ（　） 有機燐化合物（　）　1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ（　）　ベンゼン（　） 六価クロム化合物（　）　1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　）　セレン又はその化合物（　） 砒素又はその化合物（　）　ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（　）　ダイオキシン類（　） シアン化合物（　）　1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（　）　その他（　） ＰＣＢ（　）　1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（　）				
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	☐ ｶﾞｽﾏｽｸ着用（ｶﾞｽﾏｽｸ種類：　　、吸収缶種類：　　） ☐ 手袋着用（　　）☐ 保護ﾒｶﾞﾈ着用（　　） ☐ その他（　　）		
		2) 異常処置	① 応急措置	☐ 吸入時（　　）☐ 皮膚付着時（　　） ☐ 目に入った場合（　　） ☐ 飲み込んだ場合（　　）		
			② 漏洩対策	除去方法（　　） 除去作業に関する注意（　　）		
			③ 火災時の措置			
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項（有・無） 有る場合は具体的に記入				

実際のシートの記入者（工程担当者）の名称及び記入日記載

2 項の管理番号とは、排出事業者内での廃棄物の管理番号

3 項の担当者は、廃棄物の管理担当者

5 項の荷姿欄において、容器や車両については、記入し易いようにその種類を明記してチェックマーク方式とした。

有害特性は、（有・無・不明）の選択方式とし、ある場合はチェックする方式とした。

8 項の廃棄物の物理的･化学的性状については、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。

9 項の組成・成分情報は、○×（有無）、分析値、推計値、不明を選択した上、シート上の特別管理産業廃棄物及び金属類に記入する方式とした。

11 項の特別注意事項は 1～10 項までで記載できなかった事項、もしくは他の項目で記載はしているが、特に注意を要する事項があれば記入する。本欄が事故防止のためには一番重要なので気づいた事項は必ず具体的に記載すること。

＜ **裏面** ＞

12. その他の情報
① サンプルの提供の有無　（ 有　無 ）
② 産業廃棄物の発生工程など　（ 有　無 ）
工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

その他の情報において、産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議により、処理する上での必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。
発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようにすること。
なお、サンプルを提供した場合は、その旨を本欄に記載する。

「内容確認」の欄を設け、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう多数の欄を設けている。

排出事業者及び処理業者内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。

＜表面＞

添付資料 3

廃棄物データシート（記入例-1）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。　　(記入者/記入日) ○○○○/ H18. 2. 15

1	提供年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提供					
2	廃棄物名称	汚泥		管理番号	1		
3	排出事業者（窓口）	名称	株式会社○○クリーニング	TEL	(○○) ○○-○○○○	FAX	(○○) ○○-○○○○
		住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号	部課名	代表取締役	担当者	○○○○
4	廃棄物種類 □ 産業廃棄物 ■ 特別管理産業廃棄物	□ 燃えがら　■ 汚泥　□ 廃油　□ 廃酸 □ 廃アルカリ　□ 廃プラスチック類　□ 紙くず　□ 木くず □ 繊維くず　□ 動植物性残さ　□ 動物系固形不要物　□ ゴムくず □ 金属くず　□ ガラス・コンクリート・陶磁器くず　□ 鉱さい　□ がれき類 □ 家畜のふん尿　□ 家畜の死体　□ ばいじん　□ 13号廃棄物 □ 廃石綿等　□ 感染性廃棄物　□ 廃PCB等　□ 有害物質 □ その他（　）					
5	荷姿	■ 容器（オープンドラム蓋付）　□ 車両（　）　□ その他（　）					
6	数量	スポット	（　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式				
		㊝継続	（200ﾘｯﾄﾙ×10）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・(個)・車・式　／年・㊊・週・日				
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 （㊒・無・不明）	□ 爆発性　□ 引火性　□ 可燃性　□ 自然発火性 □ 禁水性　□ 酸化性　□ 有機過酸化物　■ 急性毒性 □ 感染性　□ 腐食性　□ 毒性ガス発生　■ 慢性毒性 ■ 生態毒性　□ 重合反応性				
		2) 品質安定性 経時変化（有・(無)）	有る場合は具体的に記入				
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（泥状）　沸点（　）　発火点（　）　比重（　） 色（灰色）　融点（　）　pH（　）　水分（　） 臭い（有）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　） その他（　）					
9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) ■ ○×（有無） □ 分析値 □ 溶出量 □ 含有量 □ 推計値 □ 不明 単位：（　） ※測定している場合は分析表添付 □ 分析表添付	金属Li（×）　金属Na（×）　金属Al（×） 金属Mg（×）　金属Cu（×）　金属Ni（×）					
		アルキル水銀化合物（×）　トリクロロエチレン（×）　1,3-ジクロロプロペン（×） 水銀又はその化合物（×）　テトラクロロエチレン（○）　チウラム（×） カドミウム又はその化合物（×）　ジクロロメタン（×）　シマジン（×） 鉛又はその化合物（×）　四塩化炭素（×）　チオベンカルブ（×） 有機燐化合物（×）　1,2-ジクロロエタン（×）　ベンゼン（×） 六価クロム化合物（×）　1,1-ジクロロエチレン（×）　セレン又はその化合物（×） 砒素又はその化合物（×）　シス-1,2-ジクロロエチレン（×）　ダイオキシン類（×） シアン化合物（×）　1,1,1-トリクロロエタン（×）　その他（×） PCB（×）　1,1,2-トリクロロエタン（×）					
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	■ ガスマスク着用（ガスマスク種類：　、吸収缶種類：　） ■ 手袋着用（　）■ 保護メガネ着用（　） ■ その他（保護衣着用）			
		2) 異常処置	① 応急措置	□ 吸入時（　）□ 皮膚付着時（　） □ 目に入った場合（　） □ 飲み込んだ場合（　）			
			② 漏洩対策	除去方法（　） 除去作業に関する注意（　）			
			③ 火災時の措置				
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項（㊒・無） 有る場合は具体的に記入 ・テトラクロロエチレンには毒性があり、揮発し易いため、その蒸気を吸引しないように注意すること。 ・テトラクロロエチレンは環境中に排出されても安定であり、地下水汚染の原因物質の1つになっているため漏洩しないように注意すること。					

12. その他の情報
① サンプルの提供の有無　（ ㊒　無 ）
② 産業廃棄物の発生工程など　（ ㊒　無 ）
工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○ 排出者からの事前情報
発生工程：ドライクリーニングから排出されたパークロ溶剤の蒸留残さ。
提供資料：サンプル
空容器の処理：処理業者処分
排出者からの要望：当社各店を月1回巡回して欲しい。

○ 受入時の確認結果
容器の状態：正常
特記事項：カートリッジなどの金物やウエス・手袋などは分別・排出するように依頼する。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
	平成○年○月○日	○　○　○　○	△　△　△　△	

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

＜表面＞

廃棄物データシート（記入例-2）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。　（記入者/記入日）○○○○/H18.2.15

<table>
<tr><td>1</td><td>提供年月日</td><td colspan="5">平成○○年○○月○○日 提供</td></tr>
<tr><td>2</td><td>廃棄物名称</td><td colspan="2">廃液</td><td>管理番号</td><td colspan="2">Z</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">排出事業者（窓口）</td><td>名称</td><td>○○株式会社</td><td>TEL</td><td>(00) 00-0000</td><td>FAX (00) 00-0000</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号</td><td>部課名</td><td>総務部</td><td>担当者 ○○○○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>廃棄物種類
□ 産業廃棄物
■ 特別管理産業廃棄物</td><td colspan="5">□ 燃えがら　□ 汚泥　□ 廃油　■ 廃酸
□ 廃アルカリ　□ 廃プラスチック類　□ 紙くず　□ 木くず
□ 繊維くず　□ 動植物性残さ　□ 動物系固形不要物　□ ゴムくず
□ 金属くず　□ ガラス・コンクリート・陶磁器くず　□ 鉱さい　□ がれき類
□ 家畜のふん尿　□ 家畜の死体　□ ばいじん　□ 13号廃棄物
□ 廃石綿等　□ 感染性廃棄物　□ 廃PCB等　□ 有害物質
□ その他（　）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>荷姿</td><td colspan="5">■ 容器（ケミカルドラム）　□ 車両（　）　□ その他（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">数量</td><td>(スポット)</td><td colspan="4">（ 1 ）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・(m³)・本・缶・袋・個・車・式</td></tr>
<tr><td>継続</td><td colspan="4">（　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式　／年・月・週・日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">廃棄物の安定性・反応性</td><td>1) 有害特性
（(有)・無・不明）</td><td colspan="4">□ 爆発性　□ 引火性　□ 可燃性　□ 自然発火性
□ 禁水性　□ 酸化性　□ 有機過酸化物　□ 急性毒性
□ 感染性　■ 腐食性　□ 毒性ガス発生　□ 慢性毒性
□ 生態毒性　□ 重合反応性</td></tr>
<tr><td>2) 品質安定性
経時変化（有・(無)）</td><td colspan="4">有る場合は具体的に記入</td></tr>
<tr><td>8</td><td>廃棄物の物理的・化学的性状</td><td colspan="5">形状（液状）　沸点（　）　発火点（　）　比重（　）
色（褐色）　融点（　）　pH（　）　水分（　）
臭い（有）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　）
その他（流動性有り、固形物含有　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">廃棄物の組成・成分情報
（○×又は数値記入）
■ ○×（有無）
■ 分析値
□ 溶出量
■ 含有量
□ 推計値
□ 不明
単位：（mg/ℓ）
※測定している場合は分析表添付
■ 分析表添付</td><td colspan="5">金属Li（×）　金属Na（×）　金属Al（×）
金属Mg（×）　金属Cu（×）　金属Ni（×）</td></tr>
<tr><td colspan="5">アルキル水銀化合物（×）　トリクロロエチレン（×）　1,3-ジクロロプロペン（×）
水銀又はその化合物（150）　テトラクロロエチレン（×）　チウラム（×）
カドミウム又はその化合物（×）　ジクロロメタン（×）　シマジン（×）
鉛又はその化合物（50）　四塩化炭素（×）　チオベンカルブ（×）
有機燐化合物（×）　1,2-ジクロロエタン（×）　ベンゼン（×）
六価クロム化合物（~~200~~ 150）　1,1-ジクロロエチレン（×）　セレン又はその化合物（×）
砒素又はその化合物（×）　シス-1,2-ジクロロエチレン（×）　ダイオキシン類（×）
シアン化合物（×）　1,1,1-トリクロロエタン（×）　その他（Na_2SO_4 10%、固形物 6%含有）
PCB（×）　1,1,2-トリクロロエタン（×）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">取り扱う際の注意事項</td><td>1) 安全対策</td><td>保護具</td><td colspan="3">□ ガスマスク着用（ガスマスク種類：　、吸収缶種類：　）
■ 手袋着用（　）□ 保護メガネ着用（　）
□ その他（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2) 異常処置</td><td>① 応急措置</td><td colspan="3">□ 吸入時（　）□ 皮膚付着時（　）
□ 目に入った場合（　）
□ 飲み込んだ場合（　）</td></tr>
<tr><td>② 漏洩対策</td><td colspan="3">除去方法（　）
除去作業に関する注意（　）</td></tr>
<tr><td>③ 火災時の措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>11</td><td>特別注意事項
（避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む）</td><td colspan="5">特別注意事項（(有)・無）
有る場合は具体的に記入
廃液は腐食性を有しているため、体に付着しないように注意すること。</td></tr>
</table>

12. その他の情報
① サンプルの提供の有無　（ ㊒ 　無 ）
② 産業廃棄物の発生工程など　（ ㊒ 　無 ）
工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○排出者からの事前情報
発生工程：水処理工程ピットより排出されたもの。
提供資料：サンプル（1リットル）
空容器の処理：処理業者処分
排出業者からの要望：特になし。

○受入時の確認結果
容器の状態：正常
特記事項：特になし。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
1	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇	△△△△	
2	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇	△△△△	変更⚠の内容確認

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容
⚠	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇	六価クロム化合物含有量変更　200mg/l → 150mg/l

様式作成　環境省

＜表面＞

廃棄物データシート（記入例-3）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。

（記入者/記入日）○○○○/H18.2.15

1	提供年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提供
2	廃棄物名称	強アルカリ廃液　　管理番号　3
3	排出事業者（窓口）	名称　株式会社 ○○メッキ　　TEL（○○）○○-○○○○　　FAX（○○）○○-○○○○ 住所　〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号　　部課名　総務部　　担当者　○○○○
4	廃棄物種類 ☐ 産業廃棄物 ■ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃えがら　☐ 汚泥　☐ 廃油　☐ 廃酸 ■ 廃アルカリ　☐ 廃プラスチック類　☐ 紙くず　☐ 木くず ☐ 繊維くず　☐ 動植物性残さ　☐ 動物系固形不要物　☐ ゴムくず ☐ 金属くず　☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず　☐ 鉱さい　☐ がれき類 ☐ 家畜のふん尿　☐ 家畜の死体　☐ ばいじん　☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等　☐ 感染性廃棄物　☐ 廃PCB等　☐ 有害物質 ☐ その他（　　）
5	荷姿	☐ 容器（　　）　■ 車両（バキューム車）　☐ その他（　　）
6	数量	スポット（　　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式 継続（　　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式　／年・月・週・日
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性（㊒・無・不明） ☐ 爆発性　☐ 引火性　☐ 可燃性　☐ 自然発火性 ☐ 禁水性　☐ 酸化性　☐ 有機過酸化物　☐ 急性毒性 ☐ 感染性　■ 腐食性　☐ 毒性ガス発生　☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性　☐ 重合反応性 2) 品質安定性 経時変化（有・㊀無）　有る場合は具体的に記入
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（粘液状）　沸点（　）　発火点（　）　比重（1.5） 色（茶褐色）　融点（　）　pH（　）　水分（　） 臭い（有）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　） その他（流動性有り、固形物含有　）
9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) ■ ○×（有無） ■ 分析値 ■ 溶出量 ☐ 含有量 ☐ 推計値 ☐ 不明 単位：（　） ※測定している場合は分析表添付 ■ 分析表添付	金属Li（×）　金属Na（×）　金属Al（×） 金属Mg（×）　金属Cu（×）　金属Ni（×） アルキル水銀化合物（×）　トリクロロエチレン（×）　1,3-ジクロロプロペン（×） 水銀又はその化合物（×）　テトラクロロエチレン（×）　チウラム（×） カドミウム又はその化合物（×）　ジクロロメタン（×）　シマジン（×） 鉛又はその化合物（×）　四塩化炭素（×）　チオベンカルブ（×） 有機燐化合物（×）　1,2-ジクロロエタン（×）　ベンゼン（×） 六価クロム化合物（×）　1,1-ジクロロエチレン（×）　セレン又はその化合物（×） 砒素又はその化合物（×）　シス-1,2-ジクロロエチレン（×）　ダイオキシン類（×） シアン化合物（×）　1,1,1-トリクロロエタン（×）　その他（NaOH：40～50%　グリセリン：5～10%含有） PCB（×）　1,1,2-トリクロロエタン（×）
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策　保護具 ■ ガスマスク着用（ガスマスク種類：酸性ガス吸引器　、吸収缶種類：　） ■ 手袋着用（ゴム手袋）　■ 保護メガネ着用（厳守） ☐ その他（保護衣着用） 2) 異常処置 ① 応急措置 ☐ 吸入時（　）　■ 皮膚付着時（多量の水で洗浄する） ■ 目に入った場合（多量の水で洗浄する。眼科医の診察を受ける。） ■ 飲み込んだ場合（うがいをして、医療処置を受ける。） ② 漏洩対策 除去方法（中和水洗する。） 除去作業に関する注意（人体に付着しないように、保護具を着用して作業する。） ③ 火災時の措置
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項（㊒・無） 有る場合は具体的に記入 廃液は腐食性を有しているため、人体に付着すると炎症を起こすので、取り扱う際に注意すること。

12. その他の情報

① サンプルの提供の有無　（ ㊒　無 ）

② 産業廃棄物の発生工程など　（ ㊒　無 ）

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○排出者からの事前情報

発生工程：亜鉛メッキ工場の脱脂工程より排出されたもの。

提供資料：サンプル、分析結果

サンプルの状況：固形物は少ないが、底部にスラッジが10～20%存在している。

排水者からの要望：特になし

○受入時の確認結果

特記事項：廃棄物の組成がロットによって異なっている。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
	平成○年○月○日	○○○○	△△△△	

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

＜表面＞

廃棄物データシート（記入例-4）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。　　　　（記入者/記入日）○○○○/H18.2.15

1	提供年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提供			
2	廃棄物名称	廃プラスチック類	管理番号	4	
3	排出事業者（窓口）	名称　○○電気株式会社	TEL　(00) 00-0000	FAX　(00) 00-0000	
		住所　〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号	部課名　環境部	担当者　○○○○	
4	廃棄物種類 ■ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃えがら　☐ 汚泥　☐ 廃油　☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ　■ 廃プラスチック類　☐ 紙くず　☐ 木くず ☐ 繊維くず　☐ 動植物性残さ　☐ 動物系固形不要物　☐ ゴムくず ☐ 金属くず　☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず　☐ 鉱さい　☐ がれき類 ☐ 家畜のふん尿　☐ 家畜の死体　☐ ばいじん　☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等　☐ 感染性廃棄物　☐ 廃PCB等　☐ 有害物質 ☐ その他（　）			
5	荷姿	■ 容器（ポリ袋）　☐ 車両（　）　■ その他（バラ）			
6	数量	スポット	（　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式		
		(継続)	（20m³×1）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・(車)・式　／年・(月)・週・日		
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 （有・(無)・不明）	☐ 爆発性　☐ 引火性　☐ 可燃性　☐ 自然発火性 ☐ 禁水性　☐ 酸化性　☐ 有機過酸化物　☐ 急性毒性 ☐ 感染性　☐ 腐食性　☐ 毒性ガス発生　☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性　☐ 重合反応性		
		2) 品質安定性 経時変化（有・(無)）	有る場合は具体的に記入		
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（成形品）　沸点（　）　発火点（　）　比重（嵩比重0.2） 色（様々）　融点（　）　pH（　）　水分（　） 臭い（無）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　） その他（　）			
9	廃棄物の組成・成分情報 （○×又は数値記入） ■ ○×（有無） ☐ 分析値 ☐ 溶出量 ☐ 含有量 ☐ 推計値 ☐ 不明 単位：（　） ※測定している場合は分析表添付 ☐ 分析表添付	金属Li（×）　金属Na（×）　金属Al（　） 金属Mg（×）　金属Cu（×）　金属Ni（　）			
		ｱﾙｷﾙ水銀化合物（×）　ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　1,3-ジクロロプロペン（×） 水銀又はその化合物（×）　ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　チウラム（×） ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物（×）　ジクロロメタン（×）　シマジン（×） 鉛又はその化合物（×）　四塩化炭素（×）　チオベンカルブ（×） 有機燐化合物（×）　1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）　ベンゼン（×） 六価クロム化合物（×）　1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　セレン又はその化合物（×） 砒素又はその化合物（×）　ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　ダイオキシン類（×） シアン化合物（×）　1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）　その他（ポリエチ、ポリプロ、発泡スチロール、他） PCB（×）　1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）			
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	☐ ｶﾞｽﾏｽｸ着用（ｶﾞｽﾏｽｸ種類：　、吸収缶種類：　） ☐ 手袋着用（　）☐ 保護ﾒｶﾞﾈ着用（　） ☐ その他（　）	
		2) 異常処置	① 応急措置	☐ 吸入時（　）☐ 皮膚付着時（　） ☐ 目に入った場合（　） ☐ 飲み込んだ場合（　）	
			② 漏洩対策	除去方法（　） 除去作業に関する注意（　）	
			③ 火災時の措置		
11	特別注意事項 （避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む）	特別注意事項（有・(無)） 有る場合は具体的に記入			

＜裏面＞

12. その他の情報
① サンプルの提供の有無　（ 有　(無) ）
② 産業廃棄物の発生工程など　（ (有)　無 ）
工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○排出者からの事前情報
発生工程：工場の製造に伴う樹脂端材、物流に使用する梱包材、運搬容器、その他作業で使用するホース類などで不要となったもの。
提供資料：写真
排出者からの要望：特になし。

○受入時の確認結果
特記事項：塩ビは分別・排出するように依頼する。破砕、焼却に支障のある金物や異物は混入しないように依頼する。廃棄物の組成や性状は排出ごとに異なっているため、ばらつきが大きい。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
	平成○年○月○日	○　○　○　○	△　△　△　△	

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

＜表面＞

廃棄物データシート（記入例-5）

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。 （記入者/記入日）○○○○/H18.2.15

1	提供年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提供
2	廃棄物名称	金属くず　　管理番号：5
3	排出事業者（窓口）	名称：株式会社 ○○　TEL：(○○) ○○-○○○○　FAX：(○○) ○○-○○○○ 住所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号　部課名：総務部　担当者：○○○○
4	廃棄物種類 ■ 産業廃棄物 □ 特別管理産業廃棄物	□ 燃えがら　□ 汚泥　□ 廃油　□ 廃酸 □ 廃アルカリ　□ 廃プラスチック類　□ 紙くず　□ 木くず □ 繊維くず　□ 動植物性残さ　□ 動物系固形不要物　□ ゴムくず ■ 金属くず　□ ガラス・コンクリート・陶磁器くず　□ 鉱さい　□ がれき類 □ 家畜のふん尿　□ 家畜の死体　□ ばいじん　□ 13号廃棄物 □ 廃石綿等　□ 感染性廃棄物　□ 廃PCB等　□ 有害物質 □ その他（　　）
5	荷姿	■ 容器（ペール缶）　□ 車両（　　）　□ その他（　　）
6	数量	スポット：（　　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式 （継続）：（100）(kg)・t・ﾘｯﾄﾙ・m³・本・缶・袋・個・車・式　／年・(月)・週・日
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性（(有)・無・不明）：□ 爆発性　□ 引火性　□ 可燃性　□ 自然発火性 ■ 禁水性　□ 酸化性　□ 有機過酸化物　□ 急性毒性 □ 感染性　□ 腐食性　□ 毒性ガス発生　□ 慢性毒性 □ 生態毒性　□ 重合反応性 2) 品質安定性 経時変化（有・(無)）：有る場合は具体的に記入
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状（塊状）　沸点（　）　発火点（　）　比重（　） 色（　）　融点（　）　pH（　）　水分（　） 臭い（有）　引火点（　）　粘度（　）　発熱量（　） その他（　）
9	廃棄物の組成・成分情報 （○×又は数値記入） ■ ○×（有無） □ 分析値 □ 溶出量 □ 含有量 ■ 推計値 □ 不明 単位：（　） ※測定している場合は分析表添付 □ 分析表添付	金属Li（3～7）　金属Na（×）　金属Al（×） 金属Mg（×）　金属Cu（×）　金属Ni（×） ｱﾙｷﾙ水銀化合物（×）　ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　1,3-ジクロロプロペン（×） 水銀又はその化合物（×）　ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　チウラム（×） ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物（×）　ジクロロメタン（×）　シマジン（×） 鉛又はその化合物（×）　四塩化炭素（×）　チオベンカルブ（×） 有機燐化合物（×）　1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）　ベンゼン（×） 六価クロム化合物（×）　1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　セレン又はその化合物（×） 砒素又はその化合物（×）　ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（×）　ダイオキシン類（×） シアン化合物（×）　1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）　その他（鉄93～97含有） PCB（×）　1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（×）
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策　保護具：□ ｶﾞｽﾏｽｸ着用（ｶﾞｽﾏｽｸ種類：　、吸収缶種類：　） ■ 手袋着用（　）　■ 保護ﾒｶﾞﾈ着用（　） ■ その他（石油中で保管） 2) 異常処置 ① 応急措置：□ 吸入時（　）□ 皮膚付着時（　） □ 目に入った場合（　） □ 飲み込んだ場合（　） ② 漏洩対策：除去方法（　） 除去作業に関する注意（　） ③ 火災時の措置：乾燥砂や黒鉛粉によって消火する
11	特別注意事項 （避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む）	特別注意事項（(有)・無） 有る場合は具体的に記入 注水を伴う処理を避けること。

＜裏面＞

12. その他の情報

①サンプルの提供の有無　　（有　無）

②産業廃棄物の発生工程など　　（有　無）

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○排出者からの事前情報

発生工程：電池製造工程より排出されたもの。

提出資料：サンプル（100g）

空容器の処理：処理業者処分

排出者からの要望：Liをリサイクルして欲しい。

○受入時の確認結果

容器の状態：正常

特記事項：廃棄物はLiを含有し、危険物第3類に相当するもの。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
	平成○年○月○日	○○○○	△△△△	

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成　環境省

廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要

（中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクル制度専門委員会
（第 4 回 H14.9.11）議事資料）

処理責任	○事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
多量排出事業者の計画策定義務	○その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
委託に当たっての委託基準の遵守	○事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（※）に従わなければならない。 ※他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は書面により行われなければならない　等
委託した場合の最終処分までの注意義務	○事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置（※）を講ずるように努めなければならない。 ※許可業者に対し処理を委託する場合に適正な処理料金を負担することや、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や廃棄物の引渡しを中止する　等
管理票交付義務	○産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。 ○管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置（※）を講じなければならない。 ※不法投棄等の不適正処理が行われていれば、産業廃棄物の引渡しや処理の委託をやめたり、適正処理を行うための措置や、周辺の生活環境を保全するための措置　等
委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令	○産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、以下の排出事業者は措置命令の対象となる。 ・委託規準に違反する委託をした排出事業者 ・管理票交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した排出事業者 ・上記事項に直接違反はしていないが、実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難な場合等であってなおかつ、当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないなど、排出事業責任の責務に照らして支障の除去等の措置を採らせることが適当な排出事業者

事故事例からみた廃棄物を適正処理するために必要な措置（情報）

【事例１】

原因物質の特性：引火性
原　因　物　質：シンナー
廃棄物の種類：塗料
事故の分類：火災
事故時の処理工程：破砕
事　故　概　要：廃棄物中に塗料が含まれていたため、破砕中に発火した。
排出者の対策：含有している物質を表示する。廃棄物の性状、含有物、取り扱い上の注意事項などの情報を処理業者へ提供する。

処理する際に必要な情報：廃棄物の有害特性（引火性） **廃棄物の組成・成分情報**（シンナー含有） **取り扱う際の注意事項**（火気・摩擦・衝撃の禁止、火災時の措置） **避けるべき条件**（シンナーは引火する恐れがあるため、塗料を破砕すること） **物理的・化学的性状**（引火する可能性有りもしくは引火点） **発生工程**（塗料産業から排出）

処理業者の対策：排出者に廃棄物を適正かつ安全に処理するための情報提供を要求する。破砕しない。
※：() 内は具体的な情報例（以下同様）

【事例２】

原因物質の特性：可燃性
原　因　物　質：マグネシウム
廃棄物の種類：汚泥
事故の分類：火災
事故時の処理工程：前処理
事　故　概　要：汚泥を混合していたところ、マグネシウム粉が混入していたため、汚泥の水分と反応して発火した。
排出者の対策：危険物（マグネシウム）を小分け〔保護液（油）中に保管〕して排出する。含有している物質を表示する。廃棄物の性状、含有物、取り扱い上の注意事項などの情報を処理業者へ提供する。

処理する際に必要な情報：廃棄物の有害特性（可燃性） **廃棄物の組成・成分情報**（マグネシウム含有） **取り扱う際の注意事項**（水分との接触禁止、火災時の措置） **避けるべき条件**（マグネシウムは水と接触すると発火するため、汚泥を水分と接触させること） **物理的・化学的性状**（可燃する可能性有り）

処理業者の対策：排出者に廃棄物を適正かつ安全に処理するための情報提供を要求する。水分と接触させない。

【事例３】

原因物質の特性：酸化性
原　因　物　質：過酸化水素
廃棄物の種類：廃液
事故の分類：ガス発生
事故時の処理工程：運搬
事　故　概　要：過酸化水素を含む廃アルカリをタンクローリー車で運搬中、安定剤が含まれていなかったため、過酸化水素が分解してガスを発生し、ハッチが飛んで廃アルカリが飛散した。
排出者の対策：安定化処理後に排出する。含有している物質を表示する。廃棄物の性状、含有物、取り扱い上の注意事項などの情報を処理業者へ提供する。

処理する際に必要な情報：廃棄物の有害特性（酸化性）
廃棄物の組成・成分情報（過酸化水素含有）
取り扱う際の注意事項（反応終了後に作業する、異常処置）
避けるべき条件（過酸化水素は分解してガスを発生するため、安定化処理をせずに排出すること）
物理的・化学的性状（ガスが発生する可能性有り）

処理業者の対策：排出者に廃棄物を適正かつ安全に処理するための情報提供を要求する。
反応終了後に作業する。

【事例４】

原因物質の特性：毒性ガスの発生
原　因　物　質：シアン化合物
廃棄物の種類：廃液
事故の分類：有毒ガス発生
事故時の処理工程：中和
事　故　概　要：廃アルカリを中和していたところ、突然ガスが発生したため、作業員が避難した。原因を調査した結果、廃液にシアン化合物が混入していたことが明らかになった。
排出者の対策：含有している物質を表示する。廃棄物の性状、含有物、取り扱い上の注意事項などの情報を処理業者へ提供する。

処理する際に必要な情報：廃棄物の有害特性（毒性ガスの発生）
廃棄物の組成・成分情報（シアン化合物含有）
取り扱う際の注意事項（中和の禁止、混合試験の実施、保護具の着用、異常処置、応急措置）
避けるべき条件（廃液にシアン化合物を混入しないこと、中和）
物理的・化学的性状（有毒ガスが発生する可能性有り）

処理業者の対策：排出者に廃棄物を適正かつ安全に処理するための情報提供を要求する。
混合試験を実施する。保護具を着用して作業する。

【事例５】

原因物質の特性：腐食性
原　因　物　質：アリルアルコール
廃棄物の種類：汚泥
事　故　の　分　類：薬傷（角膜損傷）
事故時の処理工程：荷下ろし
事　故　概　要：荷下ろし作業立会中、目の痛みを感じたが、我慢して作業を続けた。作業終了後に眼科医に行き、診断を受けた結果、角膜損傷と診断された。
排出者の対策：有害物（アリルアルコール）を他の廃棄物と分別して排出する。含有している物質を表示する。廃棄物の性状、含有物、取り扱い上の注意事項などの情報を処理業者へ提供する。

処理する際に必要な情報：廃棄物の有害特性（腐食性）
物理的・化学的性状（腐食する可能性有り）
取り扱う際の注意事項（混合試験の実施、保護具の着用、異常処置、応急措置）
避けるべき条件（アリルアルコールは腐食する恐れがあるため、直接触れないこと）

処理業者の対策：排出者に廃棄物を適正かつ安全に処理するための情報提供を要求する。
保護具を着用して作業する。

なお、実際に排出された廃棄物と事前情報の一致の確認を行うためには、上記情報項目の他に、**廃棄物の種類、数量、荷姿、排出者の氏名又は名称及び住所**に関する情報も必要になる。

参考資料 3

特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等

表1　特別管理産業廃棄物の種類

種　類	内　容
(1) 廃油	揮発油類，灯油類，軽油類（引火点７０゜Ｃ未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するもの（ｐＨ２．０以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（ｐＨ１２．５以上のもの）
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関，試験研究機関等から医療行為，研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち，排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ，若しくは付着し，又はそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ（原液）及びＰＣＢを含む廃油
ＰＣＢ汚染物	1.ＰＣＢが塗布された紙くず
	2.ＰＣＢが染み込んだ紙くず，木くず及び繊維くず
	3.ＰＣＢが付着し又は封入された廃プラスチック類，金属くず
ＰＣＢ処理物	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ汚染物を処分するために処理したもの（厚生省令で定める基準に適合しないものに限る。）
指定下水汚泥及びその処理物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
鉱さい及びその処理物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
廃石綿等	1.建築物から除去した，飛散性の吹き付け石綿，石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ，廃棄されたプラスチックシートなど
	2.大気汚染防止法の，特定粉じん発生施設において生じたものであって，集じん装置で集められた飛散性の石綿など
表3に掲げる産業廃棄物及びそれらの処理物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第3に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で，「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの

表2 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準等

有害物質	燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、これらの処理物 （値を超えるもの） （溶出 mg/L）	廃酸・廃アルカリ （値を超えるもの） （溶出 mg/L）
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.3	1
鉛又はその化合物	0.3	1
有機燐化合物	1	1
六価クロム化合物	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	1
シアン化合物	1	1
ＰＣＢ	0.003	0.03
トリクロロエチレン	0.3	3
テトラクロロエチレン	0.1	1
ジクロロメタン	0.2	2
四塩化炭素	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.02	0.2
チウラム	0.06	0.6
シマジン（ＣＡＴ）	0.03	0.3
チオベンカルブ（ベチオカーブ）	0.2	2
ベンゼン	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	1
ダイオキシン類	燃え殻，汚泥，ばいじん　3ng／g	

廃　油	ＰＣＢ処理物等 （値を超えるもの）	
廃溶剤であって， トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン， ジクロロメタン， 四塩化炭素， 1,2-ジクロロエタン， 1,1-ジクロロエチレン， シス-1,2-ジクロロエチレン， 1,1,1-トリクロロエタン， 1,3-ジクロロプロペン（D-D）， 又はベンゼンに限る	1.廃油	0.5mg／kg
	2.廃酸，廃アルカリ	0.03mg／L
	3.廃プラスチック類，金属くず	付着又は封入していないこと※
	4.陶磁器くず	付着していないこと※
	5.その他（検液として）	0.003mg／L
	※注	
	洗浄液	0.5mg／kg
	抜き取り物	0.1μg／100cm^2
	切り取り物	0.01mg／kg
	（値以下であるものは，付着，封入していないと判定される）	

廃棄物の有害特性に応じた排出方法

(社)全国産業廃棄物連合会「産業廃棄物処理受委託時の情報提供及び排出の基準」（平成 11 年 10 月）一部修正

(1) 爆発性を有するもの

爆発性とは、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力および速度でガスを発生することが可能なものをいう。

爆発性を有する廃棄物を排出する場合には、

- □ 分別排出の徹底
- □ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- □ 衝撃防止および静電気防止
- □ 粉塵性のものについては、調湿等の粉塵防止
- □ 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
顔料、トナー類	分別排出、加湿、飛散防止等
ピクリン酸等	少量単位に小分け
爆薬	不活性物質による希釈、小分け
スプレー缶、カセットボンベ類	分別単品排出
リチウム電池	接触防止、雨水にかからなような密閉処置

なお、このほかトリニトロベンゼンや危険物第５類に分類されるような物質を含有する廃棄物や、微細粉塵発生の恐れのある廃棄物が該当する。

(2) 引火性を有するもの

引火性とは、引火点が 70 度未満ものをいうが、特に処理の過程で問題となるものは、常温ないしそれに近い温度以下で引火性の蒸気を発生するものである。

引火性を有する廃棄物を排出する場合には、

- □ 分別排出
- □ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- □ 昇温防止および静電気防止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
エーテル、エタノール等	分別排出、保冷車等による低温輸送
アセトン、メタノール等	(ローリー)窒素ガスシール、静電気防止等
低引火点溶剤類	(ドラム)過充填防止、密閉容器収納
低引火点溶剤含有汚泥	溶剤除去等安定化後排出

なお、このほか、二硫化炭素や揮発油等危険物第４類の特殊引火物や第１石油類に分類されるような物質を含む廃棄物が該当する。

(3) 可燃性のもの

可燃性とは、通常の取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦によりより容易に燃焼しまたは発火するか発火を助けるものをいう。

可燃性の廃棄物を排出する場合には、

- □ 分別排出
- □ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- □ 衝撃防止および静電気防止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
赤りん	分別排出、加湿
金属マグネシウム	油(重質油等)含浸、小分け、密閉容器に収納
アルミニウム粉	油(重質油等)含浸等
油泥類	分別排出、反応性物質との混触防止
汚泥・廃プラスチック類等	分別排出、蓄熱性物質との混触防止

なお、このほか、危険物第２類に分類される物質を含む廃棄物が該当する。

(4) 自然発火しやすい物質を有するもの

通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいものを含む廃棄物を排出する場合には、

- □ 分別排出
- □ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- □ 直射日光等による昇温防止
- □ 水封等による空気との遮断
- □ 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
黄りん	空気に触れないように水封
アルキルアルミニウム	密封、窒素ガスシール等
硫化鉄	水封による安定化
廃活性炭	分別排出・失活処置後排出
塗料かす	密封
濃硫酸付着ウェス	水に浸し密閉容器収納
油ウェス	小袋に入れ密閉

なお、このほか、危険物第３類に分類される物質を含む廃棄物が該当する。

(5) 水と作用して引火性ガスを発生する物質を有するもの

水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすい廃棄物を排出する場合には、

- □ 分別排出
- □ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- □ 油封等による水との遮断

等の対策を施す。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
金属ナトリウム・カリウム	保護液(石油)で満たした容器に収納
カーバイド	分別排出、密閉容器収納
濃硫酸・発煙硫酸	注水禁の表示

なお、このほか、危険物第３類に分類される物質等が該当する。

(6) **酸化性を有するもの**

それ自体には必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりする物質を有する廃棄物を排出する場合は、

- 分別排出
- 他の廃棄物(特に可燃性物質や還元性物質)との混合処理を避けるための考慮
- 加熱・衝撃防止

等の対策を施すこと。

硝酸塩や過塩素酸塩等の危険物第１類および過酸化水素等の危険物第６類に分類されるような物質を含む廃棄物が該当する。

(7) **有機過酸化物を含むもの**

２価の－Ｏ－Ｏ－の構造を含む有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行う物質である。

したがってこれらの特性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 加熱・衝撃防止
- 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

過酸化ベンゾイル等の危険物第５類に分類されるような物質(有機過酸化物)を含有する廃棄物が該当する。

(8) **毒性（急性）を有するもの**

吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等が起こることのない完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
ｼｱﾝ化ﾅﾄﾘｳﾑ、ｼｱﾝ化ｶﾘｳﾑ	密閉容器収納、酸性物質との接触防止
シアン廃液	シアンガス発生抑制の為アルカリ性にする
亜砒酸化合物	密閉容器収納

なお、このほか「毒物及び劇物取締法」で規制された毒・劇物またはこれを含む廃棄物が該当する。

(9) **感染性を有するもの**

人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物を排出する場合には、容器のままの処理が前提となるので、

□ 分別排出
□ スプレー缶・廃溶剤・廃試薬・水銀体温計等の処理に悪影響を与えるものは絶対に混入しない
□ その他「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」にしたがう

などの対策を施すこと。

(10) **腐食性を有するもの**

腐食性とは、化学作用により、生態組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のある物質、漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のある物質をいう。

これらの特性を有する廃棄物を排出する場合には、

□ 耐腐食性を有する容器に収納
□ 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用

等の対策を施すこと。

なお、これに該当するものとしては、次のような廃棄物が該当する。

フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、苛性ソーダ等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等。

(11) **毒性ガスを発生するもの**

空気、水、太陽光等の作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、

□ 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用
□ 油封等による水や空気との遮断(接触禁)
□ 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
シアン廃液	シアンガス発生抑制のためアルカリ性にする
硫化ソーダ類、硫化物類	酸性物質との接触(混合)防止
塩化カルボニル類	密閉容器収納

なお、このほか有機塩素系溶剤を含む廃棄物が該当する。

(12) **毒性（遅発性又は慢性）を有するもの**

吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼす物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等の起こることのないような完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

これに該当するものとしては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機すず化合物等の化審法特定化学物質及び化管法指定対象物質を含む廃棄物が該当する。

(13) **重合反応性を有するもの**

重合しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、発熱や固化を防ぐ為に、

□ あらかじめ重合反応を終了させてから排出
□ 重合反応防止剤等を添加し重合を抑止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
スチレンモノマー	重合防止剤の注入
イソシアネート	分別排出、密閉容器収納、内圧防止
ポリオール	分別排出

上記の他に、次の特性を有する廃棄物を排出する場合にも、注意が必要である。

(14) **生態毒性を有するもの**

生態系に放出された場合に、生物濃縮や生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時または遅発性の悪影響を及ぼす恐れのある物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等の起こることのないよう完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

(15) **有害物質を生成するもの**

廃棄物等を処理することにより、有害物質を生成する可能性を有する廃棄物は、生成が予測される有害物質についての情報を提示すること。

(16) **臭気刺激性を有するもの**

臭気や刺激性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 少量単位での小分け
- 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用

等の対策を施すこと。

これに該当するものとしては、メルカプタンやアンモニア等の「悪臭防止法」で規定された物質やホルマリン、ピリジン、フェノール等の不快臭や刺激臭を発生する物質がある。

(17) **共通事項**

上記(1)～(16)の特性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、特性や内容に関わらず特に次の事項について厳守すること。

- 運搬容器への内容物表示
- 取扱方法についての情報提示
- 漏洩・流出・飛散防止のための対策
- その他注意事項表示もしくは提示